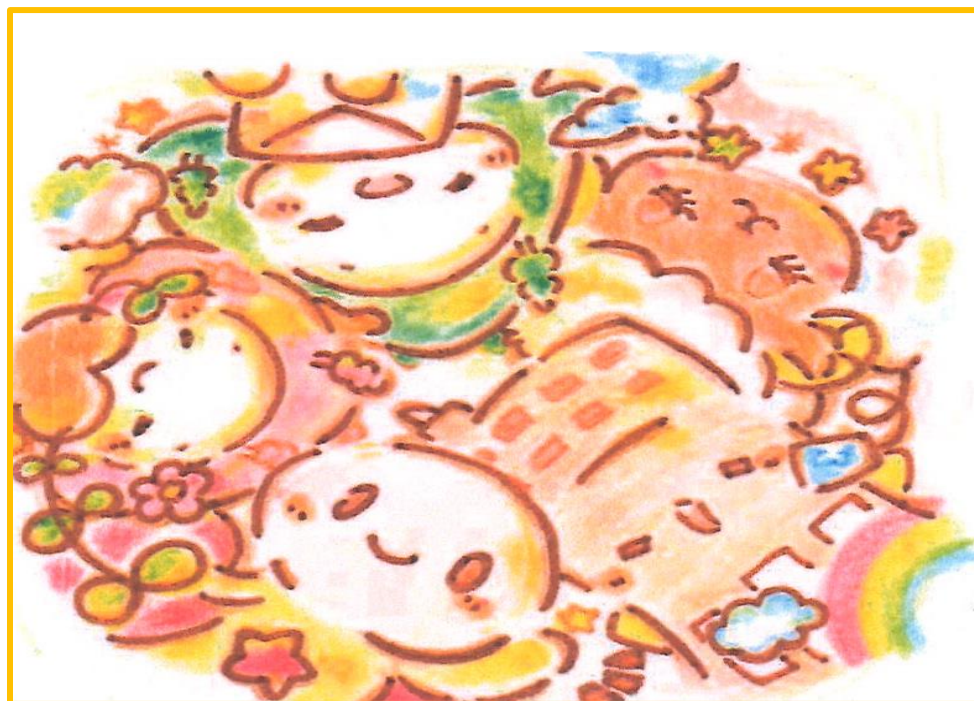


令和5年度(2023年度)

志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員

志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)

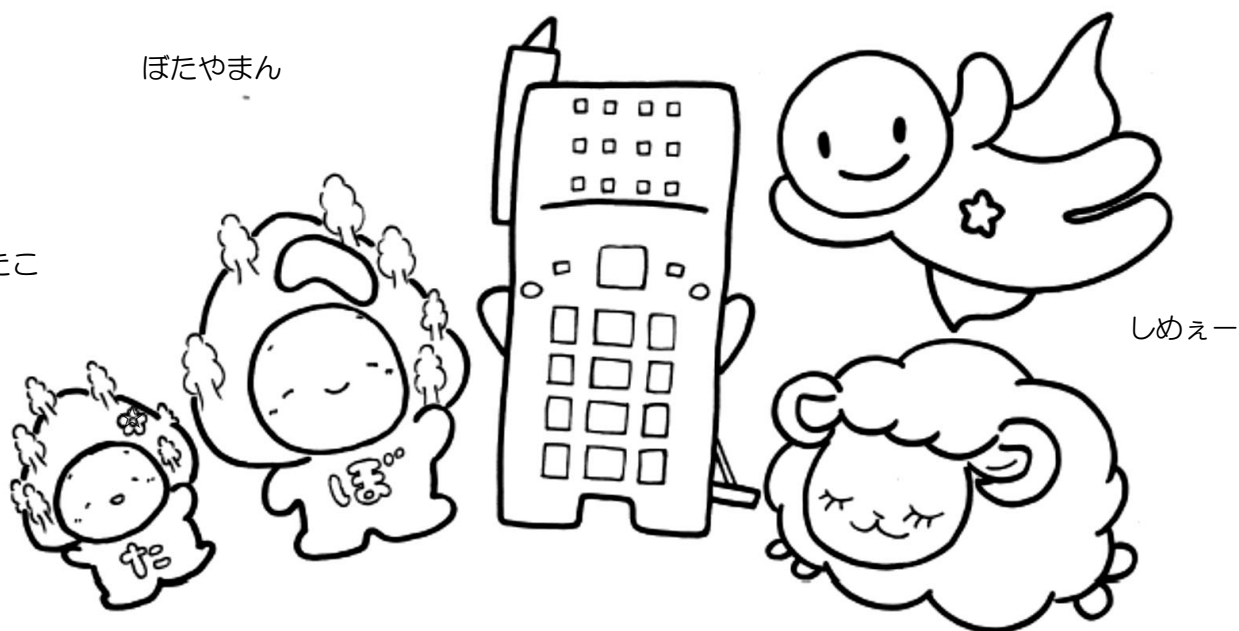


たてのすけ

子どものみかたマン

ぼたやまん

ぼたこ



【★表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)のキャラクターです。】

ごあいさつ

「志免町子どもの権利条例」は平成 18 年 12 月 20 日に公布され、平成 19 年 4 月 1 日に施行されました。同様の条例としては九州で初めてのものであり、全国的に見ても 10 番目でした。施行と同時に、子どもの権利を守る制度として「子どもの権利救済委員」が 3 名、任命されました。さらに、同年中には子どもの相談窓口として「子どもの権利相談室」(通称 “SK²S” 「スキッズ」) が設置され、この相談室にいる「子どもの権利相談員」が、子どもや保護者からの相談を受け付けることになりました。

このような制度発足から数えて、令和 5 年度は 17 年目となりました。

この報告書では、まず、志免町における子どもの権利を救済する制度の概要や経緯を説明し、続けて、主に令和 5 年度の「子どもの権利相談室」の活動記録や、志免町内の中学生を対象とした子どもの権利に関するアンケート調査の結果などを報告しています。これらはすなわち、1 年間、この相談室を運営し、子どもや保護者の声に耳を傾けてくれた相談員と、救済委員の活動の記録でもあります。

志免町に関わる多くの方にご一読を賜り、志免町の子どもたちが安心して、安全に生活するために必要なことを考える、契機としていただきたいと思います。そのことが、「志免町子どもの権利条例」の目的である、「子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ること」につながると思います。

令和 6 年 3 月

志免町子どもの権利代表救済委員

圓入智仁

目次

I	相談及び救済体制	1
1	志免町子どもの権利救済委員設置の経緯	1
2	志免町子どもの権利相談室の救済活動	2
3	志免町子どもの権利救済委員制度の概要（令和5年度）	3
4	志免町子どもの権利相談室 年表	4
5	令和5年度（2023年度）の活動概要	11
II	活動報告	13
1	子どもの権利相談室の相談活動	13
2	出張スキップ（志免中央小学校・志免南小学校・志免東小学校・志免西小学校）	21
3	出張スキップでの手紙による子どもたちの参加や相談について	27
4	広報活動	28
5	中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート	32
	志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述	39
6	研修	49
III	活動を振り返って	50
	「新型コロナウイルス感染症」という歴史	50
	コロナ禍を振り返るーその光と影	52
	新型コロナウイルスの感染拡大をふりかえる	54
IV	資料	56
	スキップ便り	56

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度に、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度には志免町子どもの権利条例制定委員会が発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文のなかで、唯一具体的な施策を規定し、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが、子どもの権利救済委員に関する条文です。条例の第 2 章では、子どものもつ様々な権利を挙げています。その中でも、第 7 条が規定する、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として、救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく 3 つの特徴があります。1 つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きがひとつの機関で対応できるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっただけでは、子どもにとって最善の方法とはいえなくなります。そのため、権利侵害を行った側とされた側が、どのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となります。この点においても、勧告や是正要請の権限があることに、大きな意義があります。

2 つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見を十分に伝えることができない低年齢児については、保護者などが代弁することができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれており、1 つの部署で完結できていません。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればいいのか、分かりづらくなっています。そこで、18 歳未満のすべての子どもを 1 つの機関で対象とすることで、相談者にとって分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

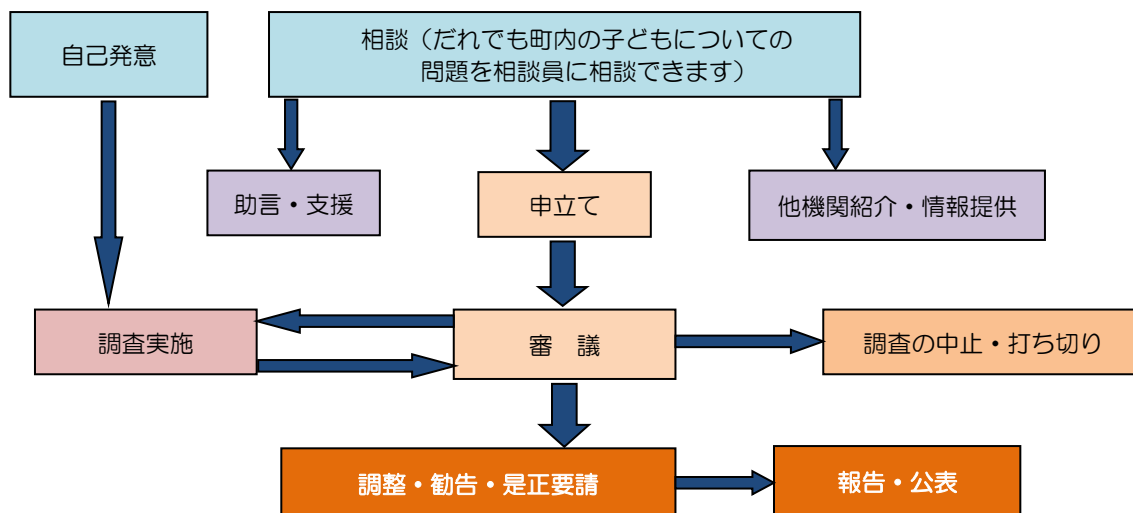
3 つ目は、救済委員が独立した公的な第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないため、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の 3 点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

2 志免町子どもの権利相談室の救済活動

【スキップ（志免町子どもの権利相談室）のしくみと活動】

スキップ（志免町子どもの権利相談室）のしくみと活動



救済活動とは・・・

誰でも町内の子どもについての問題を、スキップ（志免町子どもの権利相談室）に相談できます。スキップ（相談室）では相談員が話を聞いて「助言・支援」をするとともに、相談の内容に、より効果的に対応できる専門の機関を教える「他機関紹介・情報提供」を行います。さらにいじめや体罰など、相談するだけでは解決できないことを「解決のため手伝って欲しい」という「申立て」を受けたときは、救済委員が「調査」、「調整」などを行います。

「申立て」があると、申立て内容について話し合い（「審議」）、必要に応じ「調査」を行います。それをもとに、申立人の代わりに権利侵害を行った側と話（「調整」）をし、相手側の関係者、関係機関（例えば学校の先生、役場の人たち、家の人たち）に「こうしたほうがよい」や「こうして下さい」と伝え、問題解決に向け努力してもらうよう「勧告」や「是正要請」をおこないます。そして、「勧告」や「是正要請」を受けた人や機関には、「こうしました」ということを、できる限り報告してもらいます。適切な対応がとられない場合などには、プライバシーを侵害しない範囲内で、内容を公表することがあります。

もちろん、「調整」、「勧告」、「是正要請」をする前には申立人の意見を聴き、救済活動を行った後も、活動状況や結果などをお知らせします。

3 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（令和5年度）

●子どもの権利救済委員

令和4年 3 月町議会で救済委員の人事案件可決。任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日

子どもの権利代表救済委員	圓入 智仁	中村学園大学教授
子どもの権利救済委員	調 優子	特定非営利活動法人 九州大学こころと そだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	柳 優香	六本松中央法律事務所 弁護士・社会福祉士

●子どもの権利相談員

救済委員の直接の窓口となる相談員

倉谷 幸子	令和元年7月～
持丸 綾花	令和4年4月～
友綱 裕子	令和5年9月～

●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト内

●開室日時

火・木曜日：13時～19時 土曜日：10時～17時

●広報活動及び出張相談

水曜日：10時～17時

●相談体制

相談員 3名のうち、原則として2名のローテーション勤務

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告

救済委員は月1回相談室に来室

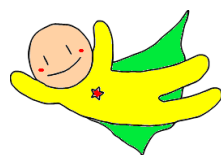
毎月1回、子どもの権利救済委員会議を開催

●事務局

志免町子育て支援課

・ 4 志免町子どもの権利相談室 年表

2007年度 (平成十九年度)	4月 7月 10月 11月	志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加(愛知県高浜市) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加 救済活動:自己発意による調査・調整 1件
2008年度 (平成二十年度)	6月 9月 10月 11月 12月 2月 3月	志免町子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加(東京都世田谷区) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安原救済委員) 人権教育学習講演(安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキップに決定 相談目的でなくても来室可能とする 救済活動:0件
2009年度 (平成二十一年度)	5月 6月 7月 9月 12月 1月	シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員) スキップだより1号配布 全国自治体シンポジウム参加(北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) スキップだより2号配布 人権教育学習講演(安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(調救済委員) 救済活動:救済申立て 7件
2010年度 (平成二十二年度)	5月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&座談会開催(安部救済委員) スキップ便り3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(石川県白山市) スキップ便り4号配布 ミニ講座&座談会開催(調救済委員) 人権教育学習講演(安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安部救済委員) 救済活動:自己発意による調整 1件



2011年度 (平成二十三年度)	5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催（安原救済委員） スキップだより 5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告（安部救済委員） 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免南小学校） 町内小中学校訪問（安原救済委員・調救済委員・相談員） 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加（大阪府泉南市） 子どもの権利フェスタ 2011 参加 スキップだより 6号配布 人権教育学習講演（中学校 1 年生対象・安原救済委員） 救済活動:0 件
2012年度 (平成二十四年度)	5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催（安部救済委員） スキップだより 7号配布 町内小学校訪問（調救済委員・相談員） 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免東・志免中央・志免南・志免西小学校） 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加（東京都目黒区） 子どもの権利委員会に出席・報告（調救済委員・相談員） 子どもの権利フェスタ 2012 参加 スキップだより 8号配布 市民フォーラムに報告者として参加（事務局・相談員） 人権教育学習講演（中学校 1 年生対象・安部救済委員） 救済活動:依頼に基づく調整 1 件
2013年度 (平成二十五年)	5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月	シーメイトこどもまつりに参加 スキップだより 9号配布 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免東・志免中央・志免南・志免西小学校） 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問（調救済委員・相談員） 全国自治体シンポジウム参加（長野県松本市）調救済委員・事務局 志免西小学校出張スキップ開始（月 1 回） 子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラムに報告者として参加（調救済委員） スキップだより 10号配布（小中学校・町内回覧） 人権教育学習講演（中学校 1 年生対象・安原救済委員） 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演（安部救済員） フォーラム第4分科会会議参加（調救済委員・事務局・相談員） 救済活動:救済申立て 1 件



2014年度 (平成二十六年)	4月 志免西小学校出張スキップ(月1回) 5月 シーメイトこどもまつりに参加 町内学校訪問(調済済委員・相談員)【5月～6月】 7月 スキップだより11号配布(小中学校・町内回覧) 市民フォーラム交流会参加(安原救済委員・事務局・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免中央・西・南小学校) 【7月～8月】 9月 子どもの権利委員会に出席・報告(安原救済委員・調済済委員) 中学生アンケート実施 ふくおか子どもの権利研究会設立準備会に参加(事務局・相談員) 筑前町による視察(事務局・相談室) 10月 全国自治体シンポジウム(青森市)参加(事務局) 武蔵野市による視察(事務局・相談室) 11月 那珂川町による視察(事務局・相談室) 子どもの権利フェスタ2014参加 12月 福岡県知事のスキップ来室(ふるさと訪問として) 市民フォーラムに報告者として参加(調済済委員・相談員) 1月 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) 2月 スキップだより12号配布(小中学校・町内回覧) 3月 毎日新聞取材(事務局・相談員) 福岡県人権教育研修会に報告者として参加(調済済委員・事務局) 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加(事務局)	救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1件
2015年度 (平成二十七年)	5月 シーメイトこどもまつりに参加 志免西小学校出張スキップ(月1回) 新潟県阿賀野市視察(事務局対応) 6月 福岡市議員視察(事務局対応) 町内学校訪問(調済済委員・相談員)【6月～7月】 7月 スキップだより13号配布(小中学校・町内回覧) 夏休み地域子ども教室での啓発活動【7月～8月】 9月 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 中学生アンケート実施 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加(事務局) 10月 全国自治体シンポジウム2015西東京に参加 (安原・調済済委員・事務局・相談員) 11月 子どもの権利フェスタ2015参加 12月 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) ユニセフ協会視察(事務局対応) 市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」参加(事務局) スキップだより14号配布(小中学校・町内回覧) 1月 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加(事務局)	 救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1件

2016年度（平成二十八年 度）	5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（月 1 回） 7月 スキップだより 15 号配布（小中学校・町内回覧） 子どもの権利委員会に出席・報告（安原救済委員） 審議会等委員の会セミナーメイト視察（事務局対応） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免中央・志免西・志免南・志免東小学校） 9月 「志免町子どもの権利条例」研修会（相談員） 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加（相談員） 10月 全国自治体シンポジウム 2016（宝塚市）に参加 （圓入救済委員・事務局・相談員） 11月 子どもの権利フェスタ 2016 参加 人権教育学習講演 （志免東・志免中学校 1 年生対象・安原・圓入救済委員）【11 月～12 月】 12月 スキップだより 16 号配布（小中学校・町内回覧） 3月 シーメイト消防訓練参加（相談員）	救済活動:0 件
2017年度（平成二十九 年度）	5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（月 1 回） 全国子ども福祉センターシンポジウム（安原・調救済委員） 7月 スキップだより 17 号配布（小中学校・町内回覧） 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免中央小・志免西小学校） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免南・志免東小学校） 福岡市町村等児童相談関係職員研修（12 月 8 日までの計 5 回） 子どもの権利委員会（調・圓入救済委員） 中学生アンケート実施 9月 全国自治体シンポジウム 2017（越前市）に参加 （安原救済委員・圓入救済委員・事務局） シーメイト消防訓練参加（相談員） 11月 町内保育園・幼稚園職員向け子どもの権利条例の啓発（事務局） 志免町文化祭（相談員・事務局） 町内学校訪問（安原・調・圓入救済委員） 12月 志免町子どもの権利フェスタ 2017 参加（相談員・事務局） 「志免町人権のつどい」にて子どもの権利条例の啓発（事務局） スキップだより 18 号配布（全小中学校・町内回覧）	救済活動:自己発意による調整 1件

2018年度 (平成三十年度)	4月 福岡市町村等児童相談関係職員研修 校長会出席（圓入救済委員） 5月 町内学校訪問（安原救済委員・圓入救済委員） シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（月1回） 7月 スキップだより19号配布（全小・中学校・町内回覧） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免東・志免西・志免中央・志免南小学校） 9月 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加（相談員） 11月 志免町文化祭（相談員・事務局） 子どもの権利フェスタ2018参加（相談員・事務局） 町内学校訪問（安原救済委員・調済委員） 1月 スキップだより20号配布（小中学校・町内回覧） 2月 全国自治体シンポジウム2017（宗像市）に参加（圓入救済委員・調済委員・事務局） 志免町幼稚園・保育園にクリアファイル・リーフレット・しおり配布（相談員） 3月 平成31年度出張スキップ概要説明に訪問（志免中央、志免南小）（相談員） 救済活動：相談に基づく支援 2件
2019年度 (令和元年度)	4月 新規採用職員向け子どもの権利条例研修（事務局による講話） 校長会出席（圓入救済委員） 5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（全8回）志免中央小出張スキップ（全3回） スキップ便り21号、しおり配布（全小・中学校・町内回覧） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免西小・志免東小学校）（志免中央小・志免南小学校） 子どもの権利委員会（圓入救済委員・柳救済委員） 9月 中学生アンケート・パンフレット配布 シーメイト消防訓練参加（相談員） 中学生アンケート回収（志免中・志免東中学校） 要保護児童相談関係職員研修受講（相談員）（12月13日までの計5回） 報告書配布（町内小中学校5校） 10月 志免南小学校出張スキップ（全2回） 11月 町内会会長会議において子どもの権利かるた大会報告（事務局） 1月 スキップだより22号配布（全小中学校、町内回覧） 情報セキュリティ研修会（相談員受講） 町内学校訪問（圓入救済委員・柳救済委員） 2月 クリアファイル・リーフレット配布（全志免町中学校卒業生分） 3月 小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布（令和2年度分） 救済活動：相談に基づく支援 1件



2020年度 (令和2年度)	6月	新型コロナウイルス感染防止のための役場との会議 志免西小学校出張スキップ打ち合わせ 校長会出席（圓入救済委員）
	7月	志免中央小学校（コロナウイルス対応）出張スキップの打ち合わせ 志免中央小学校出張スキップ（全3回） 那珂川市から視察のため来室
	8月	スキップ便り23号、しおり配布（全小中学校） スキップ便り配布（町内回覧） 志免南小学校出張スキップ（全3回）
	9月	中学校アンケート・パンフレット・報告書配布・回収
	11月	志免西小学校出張スキップ（全5回） 志免町子育て支援課による傾聴及び児童福祉に関する研修 報告書配布（町内小学校4校）
	12月	子ども虐待対応セミナー研修への参加 福岡大学メディカルホール（講師 友田明美） 志免町内各中学校にスキップ紹介のお知らせ配布
	3月	スキップ便り24号配布（全小中学校 町内回覧） 学校教育課へのヒアリング クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分・小学生新入生分）
		救済活動：相談に基づく支援 2件 学校教育課へのヒアリング 1件
2021年度 (令和3年度)	4月	相談員への研修（子育て支援課事務局・調済委員）
	5月	学校教育課とのヒアリング
	6月	相談員への研修（圓入救済委員） 相談員への研修（柳救済委員） 志免西小学校 出張スキップ打ち合わせ
	7月	志免西小学校出張スキップ（全4回） 志免中央小学校出張スキップ（全4回） 志免南小学校出張スキップ（全3回）
	8月	スキップ便り25号、しおり配布（全小中学校） 学校教育課とのヒアリング
	9月	スキップ便り25号配布（町内回覧） 中学生アンケート配布（全中学校）
	10月	子どもの権利相談室報告書配布（全小中学校）
	11月	子どもの権利委員より圓入救済委員へのヒアリング
	12月	圓入救済委員・調済委員中央小学校訪問
	2月	スキップ便り26号配布（全小中学校）
	3月	クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分・小学生新入生分）
		救済活動：手紙相談に基づく支援 1件 学校教育課へのヒアリング 2件



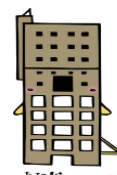
2022年度 (令和四年度)	4月	相談員への研修（子育て支援課事務局・調救済委員・圓入救済委員）
	5月	志免西小・東小・南小学校訪問（圓入救済委員・調救済委員） 志免東中・中央小学校訪問（圓入救済委員・調救済委員・柳救済委員） 志免中学校訪問（圓入救済委員） 相談員への研修（柳救済委員）
	6月	志免中央小学校出張スキップ（全4回） 中学生アンケート配布（志免東中学校） 志免西小学校出張スキップ（全4回） スキップ便り27号・パンフレット・しおり配布（全小中学校）
	7月	志免南小学校出張スキップ（全3回）
	8月	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免西小・志免東小学校）（志免中央小・志免南小学校）
	9月	中学生アンケート配布（志免中学校） スキップ便り27号配布（町内回覧） 子どもの権利委員会（圓入救済委員・調救済委員・柳救済委員）
	10月	子どもの権利相談室報告書配布（全小学校） 志免東小学校出張スキップ（全3回）
	11月	スキップ便り28号配布（全小中学校） 子どもの権利相談室報告書配布（全中学校）
	1月	志免中・志免東中学校講演会（圓入救済委員・柳救済委員） スキップ便り28号配布（町内回覧）
	2月	クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分）
	3月	クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分）
		救済活動：手紙相談に基づく支援 4件

・ 5 令和 5 年度（2023 年度）の活動概要

月	日	活 動 内 容
4	11 13 17	志免西小・東小・中央小学校訪問（調救済委員・柳救済委員） 第 1 回救済委員会議 志免南小・志免東中・志免中学校訪問（圓入救済委員・柳救済委員）
5	10 16	志免東中学校にアンケート用紙を配布～16 日回収 第 2 回救済委員会議
6	7 7 8 23 28 28	志免西小学校 第 1 回出張スキズ（3・5 年生） スキズ便り 29 号・パンフレット・しおり配布（志免西小学校） 第 3 回救済委員会議 志免東中学校講演会（3 年生）（圓入救済委員） 志免南小学校 第 1 回出張スキズ（5・6 年生） スキズ便り 29 号・パンフレット・しおり配布（志免南小・中央小学校）
7	3 5 5 11 13 18	志免東中学校講演会（1 年生）（圓入救済委員） 志免中央小学校 第 1 回出張スキズ（3・4 年生） スキズ便り 29 号・パンフレット・しおり配布（志免東小学校） スキズ便り 29 号・パンフレット・しおり配布（志免東中学校） 第 4 回救済委員会議 スキズ便り 29 号・パンフレット・しおり配布（志免中学校）
8	24	第 5 回救済委員会議
9	5 6 6 12 20 26	子育て支援課事務局による相談員への研修 志免中央小学校 第 2 回出張スキズ（5・6 年生） 志免中学校にアンケート用紙を配布～27 日回収 第 6 回救済委員会議 志免西小学校 第 2 回出張スキズ（2・4 年生） スキズ便り 29 号配布（町内回覧）
10	3 15 18 25	第 7 回救済委員会議 志免西小・中央小・東小学校 報告書配布 志免東小学校 第 1 回出張スキズ（3・4 年生） 志免中央小学校 第 3 回出張スキズ（1・2 年生）
11	8 8 9 16 29	志免南小学校 第 2 回出張スキズ（3・4 年生） スキズ便り 30 号配布（志免東中学校） 志免中学校講演会（2 年生）（柳救済委員） 第 8 回救済委員会議 志免東小学校 第 2 回出張スキズ（1・2 年生）



12	6 14 20	志免南小学校 第3回出張スキップ（1・2年生） 第9回救済委員会議 スキップ便り 30号配布（全小学校・志免中学校）
1	9 17 24 31	第10回救済委員会議 志免西小学校 第3回出張スキップ（6年生） スキップ便り 30号配布（町内回覧） 志免東小学校 第2回出張スキップ（5・6年生）
2	6 8 14 28 28	第11回救済委員会議 柳救済委員による相談員への研修 志免中央小学校 第4回出張スキップ（5・6年生） 志免西小学校 第4回出張スキップ（1年生） クリアファイル・リーフレット・挨拶状・しおり配布（全志免町立中学校卒業生分）
3	19 26 27	圓入救済委員による相談員への研修 第12回救済委員会議 クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分）

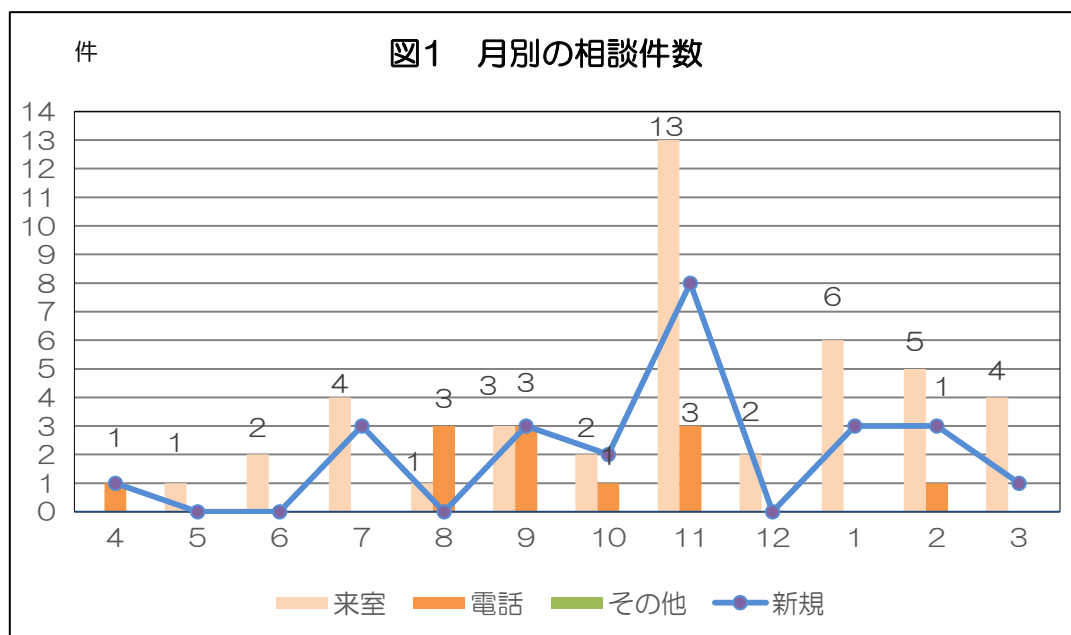


救済活動：手紙相談に基づく支援 1件
中学生アンケート相談に基づく支援 2件
学校教育課へのヒヤリング 1件

Ⅱ 活動報告

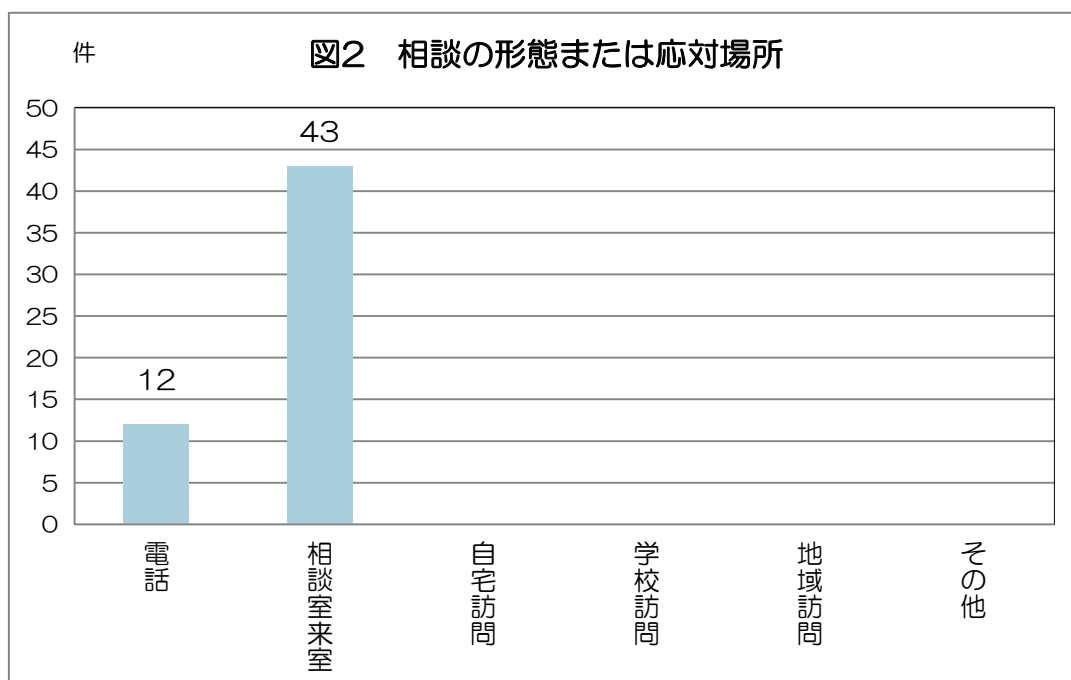
1 子どもの権利相談室の相談活動

令和5年4月1日より令和6年3月31日までに、「志免町子どもの権利相談室（スキップ）」で対応した相談はのべ55件でした。そのうち、新規の相談は24件、継続の相談は31件でした。月別の相談件数は、図1の通りでした。

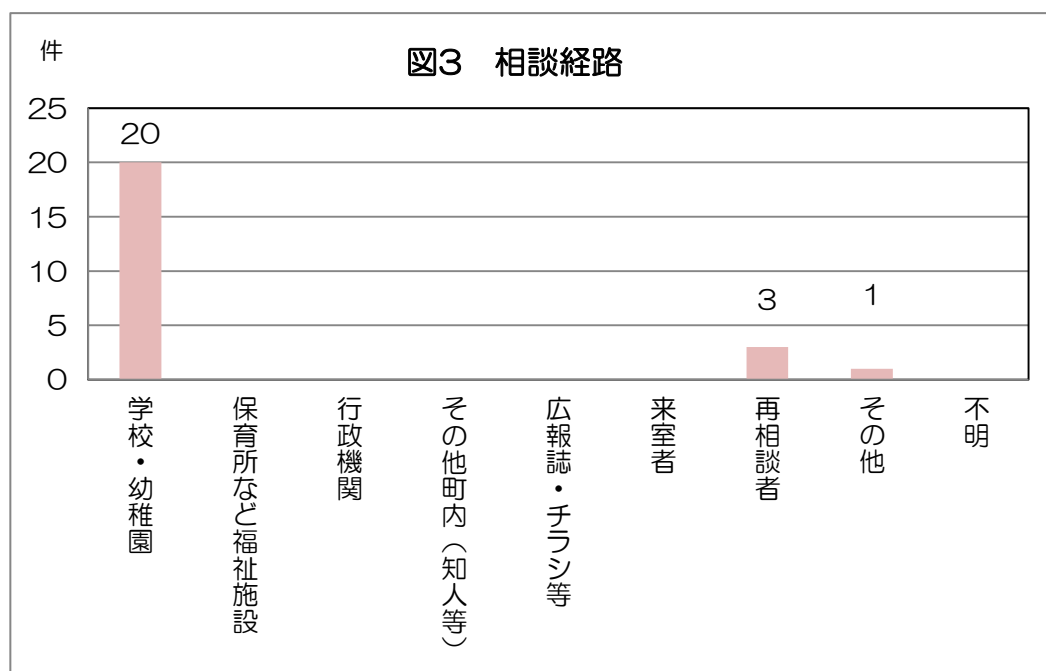


相談の形態または対応場所については、図2の通り、「来室」による面談が55件中43件、「電話」による相談が12件でした。

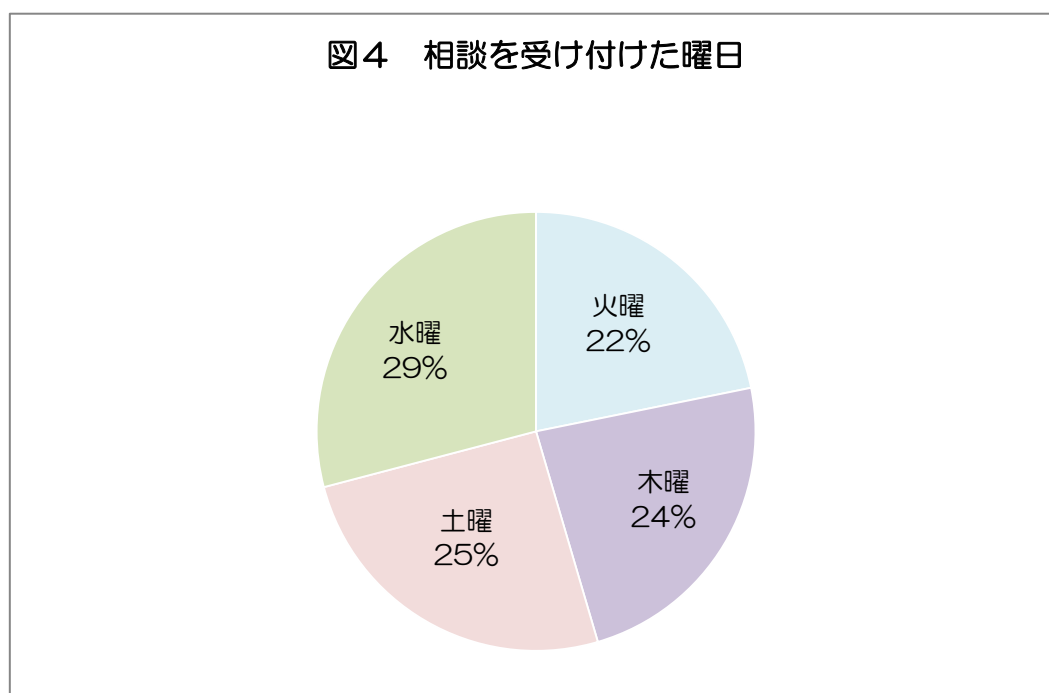
志免町子どもの権利相談室（スキップ）では、小学校への出張スキップ（出張相談）を行っています。出張スキップでの相談は、「来室」に含めています。



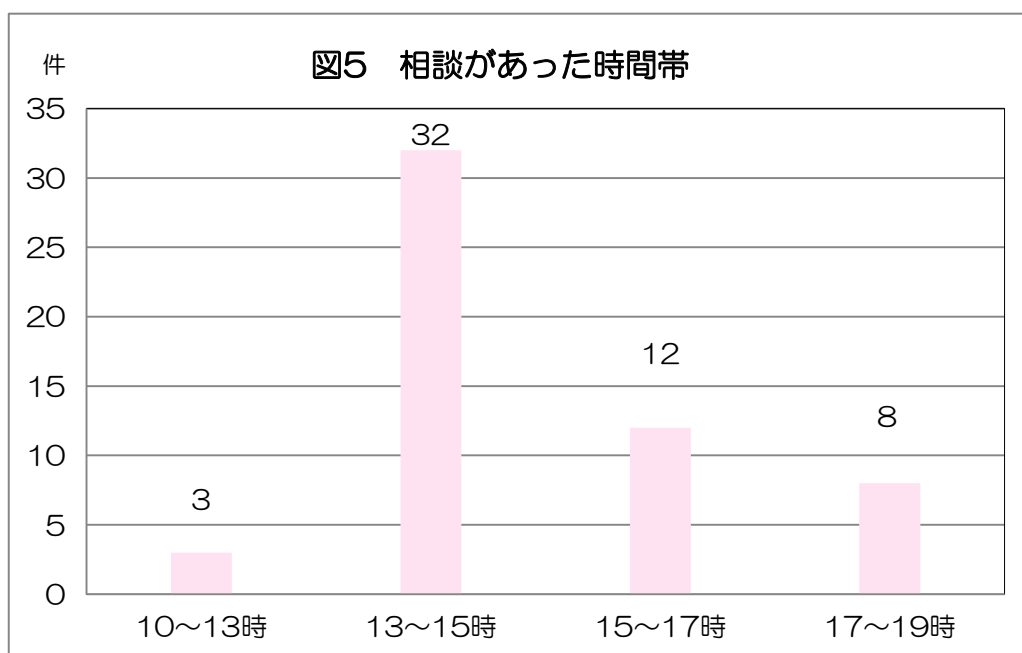
相談経路についてみると、図3に示す通り、学校・幼稚園が最も多く20件、再相談者からが3件でした。



相談を受け付けた曜日は、図4に示す通り、開室日、または出張スキップ開催の日すべての曜日で、相談の受付がみられました。

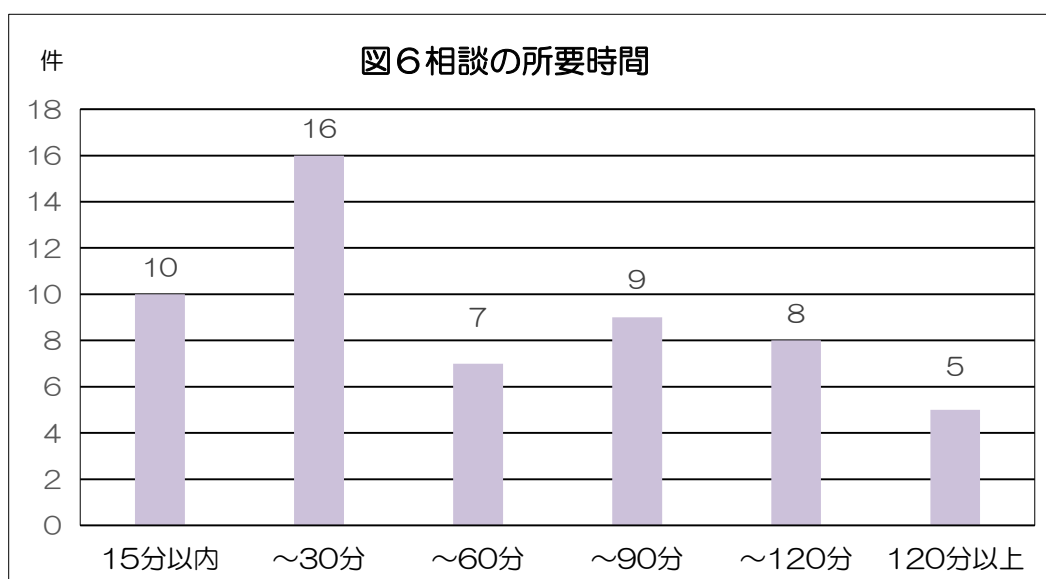


相談があった時間帯は、図5の通り、13時～15時が32件、15時～17時が12件、17時～19時が8件、10時～13時が3件でした。



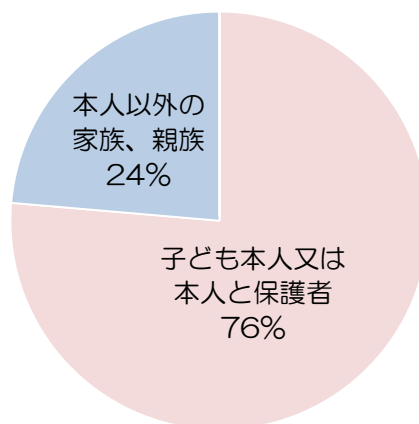
志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なります。火・木曜日は13時～19時、土曜日は10時～17時です。小学校への出張相談は水曜日の昼休み（13時～14時）に行っています。

相談の所要時間としては、図6の通り30分程度が最も多く、55件中16件でした。また、90分を超える相談が22件ありました。



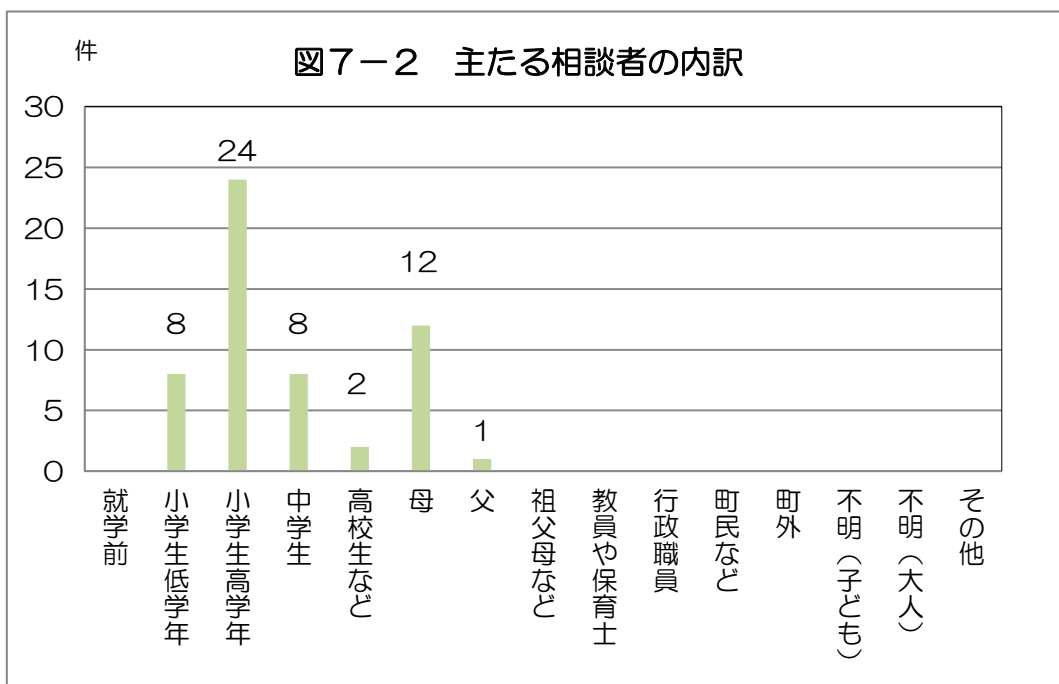
主たる相談者の内訳は、図 7-1 の通り、「子ども本人、又は本人と保護者」が 76%（42 件）でした。「本人以外の親族のみ」は 24%（13 件）でした。

図 7-1 主たる相談者の内訳

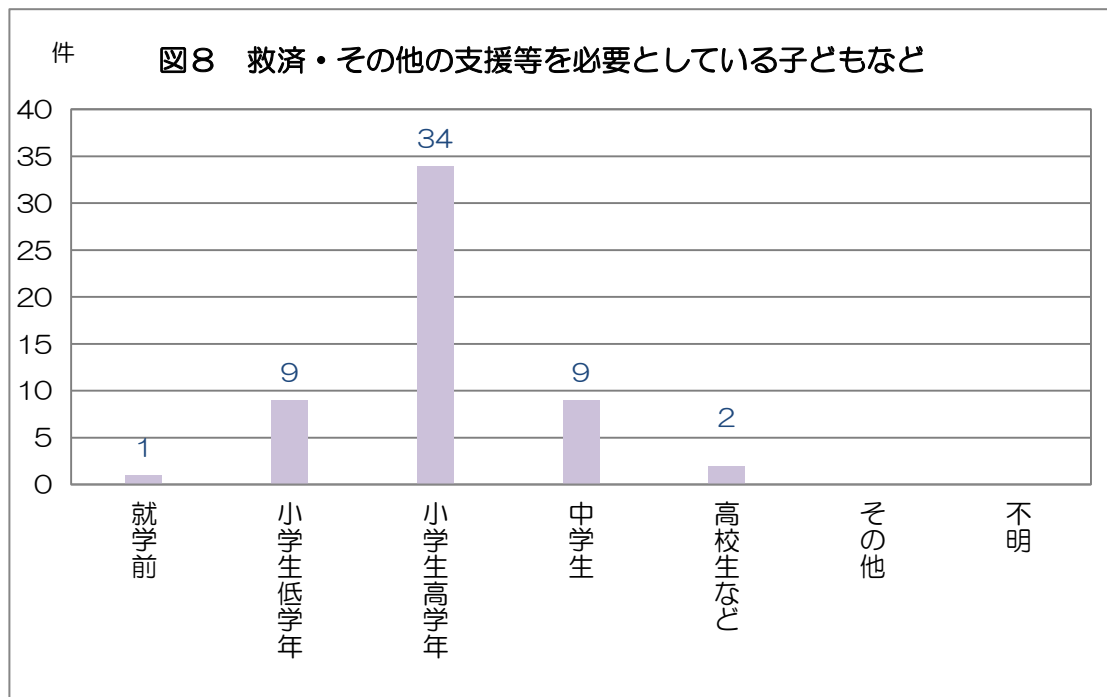


主たる相談者の内訳では、図 7-2 の通り「小学校高学年」や「母親」からの相談が多く 55 件中 36 件でした。

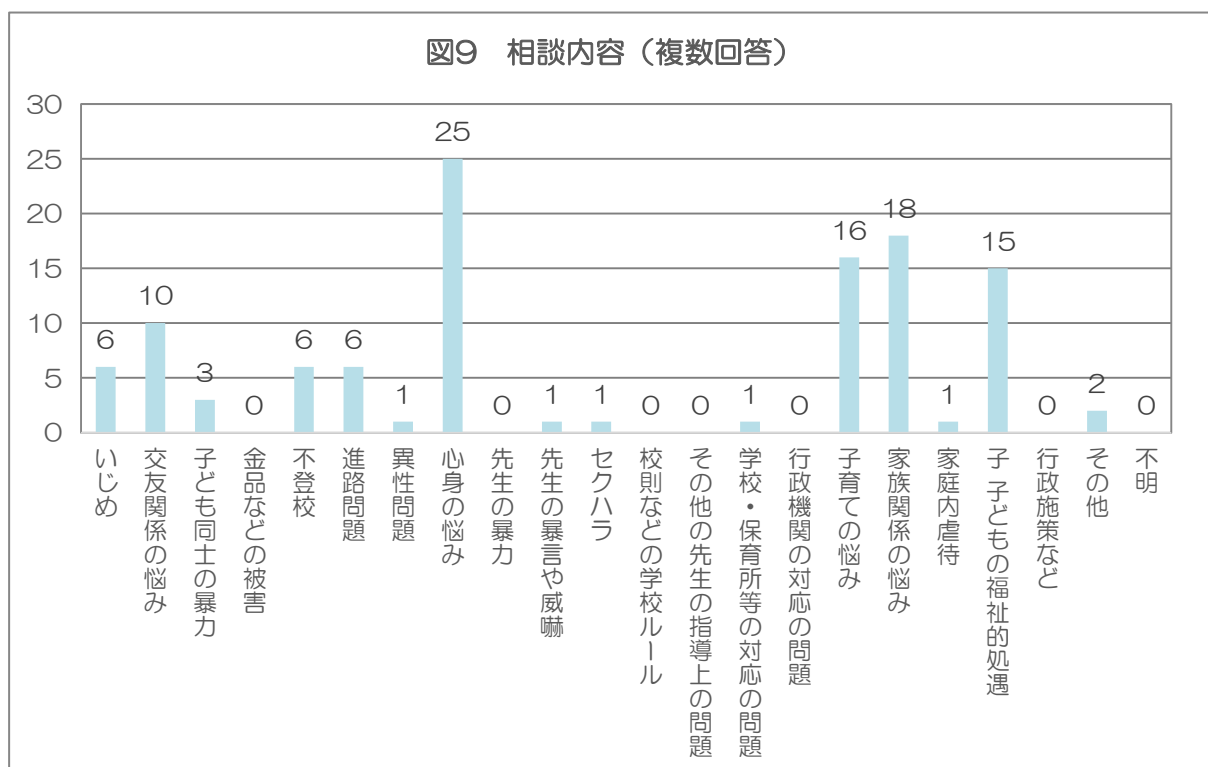
図 7-2 主たる相談者の内訳



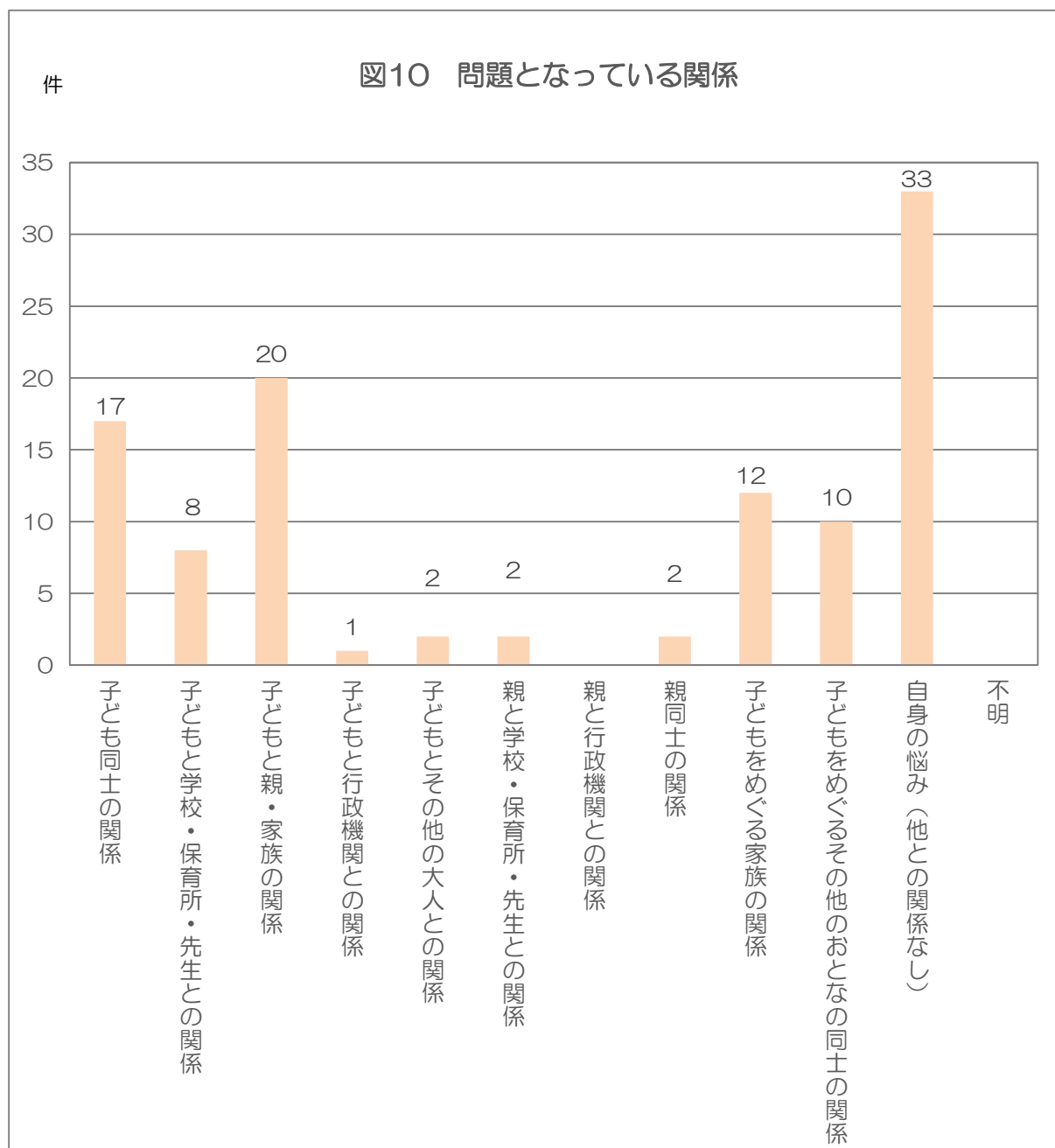
令和５年度よせられた相談の対象者は、図８の示す通り、「小学校高学年」が３４件で最も多く、次いで「小学生低学年」と「中学生」が９件でした。



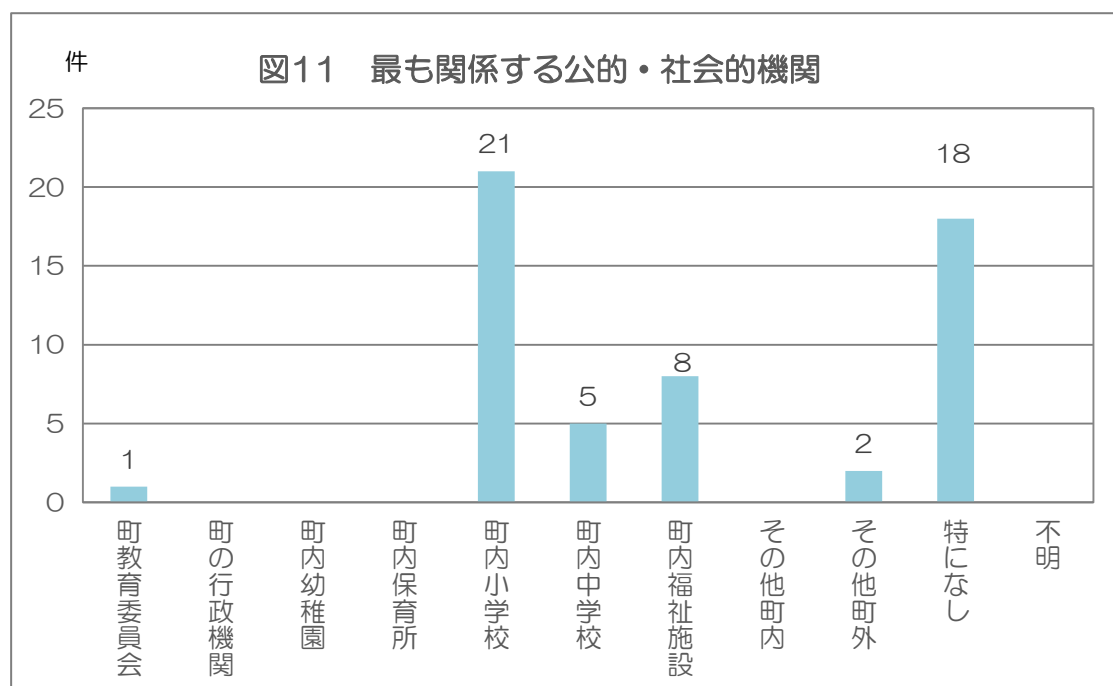
相談内容は、図９に示す通り「心身の悩み」が２５件で最も多く、次いで「家族関係の悩み」が１８件、「子育ての悩み」が１６件、「子どもの福祉的処遇」が１５件などの相談が特に多く見られました。



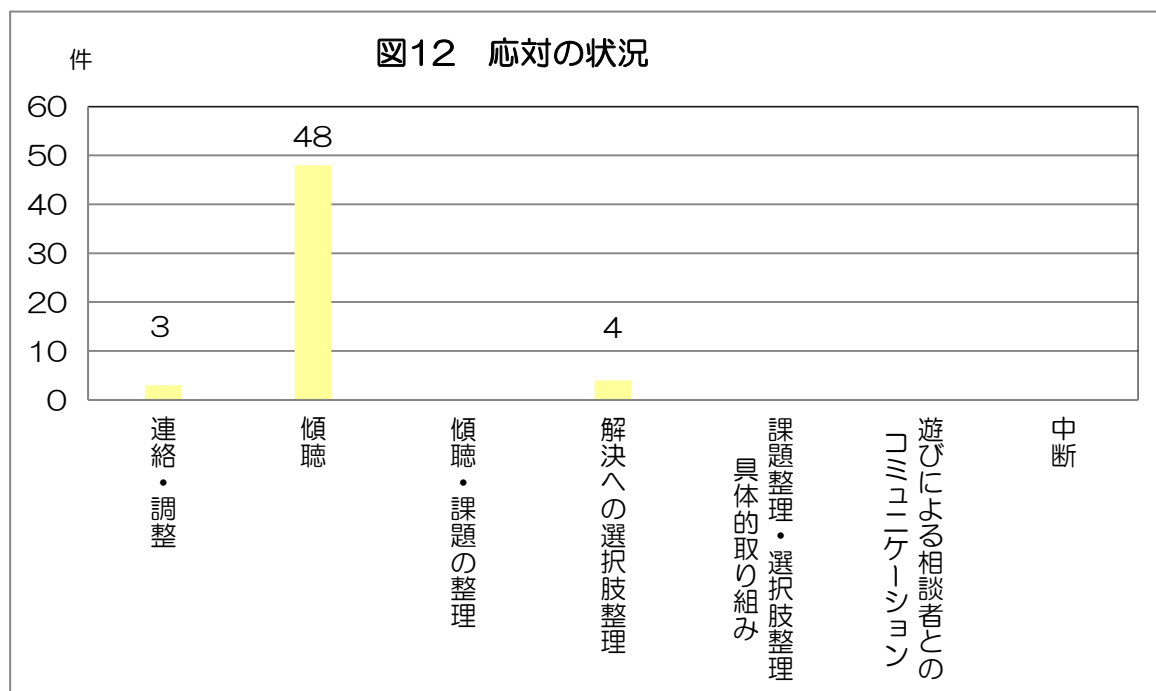
相談者の訴えをもとに、問題となっている関係をみると、図 10 の通り、他との関係はありませんが、「自身の悩み」が最も多く、次いで「子どもと親・家族の関係」や「子どもと学校・保育所・先生との関係」の訴えが多く見られました。



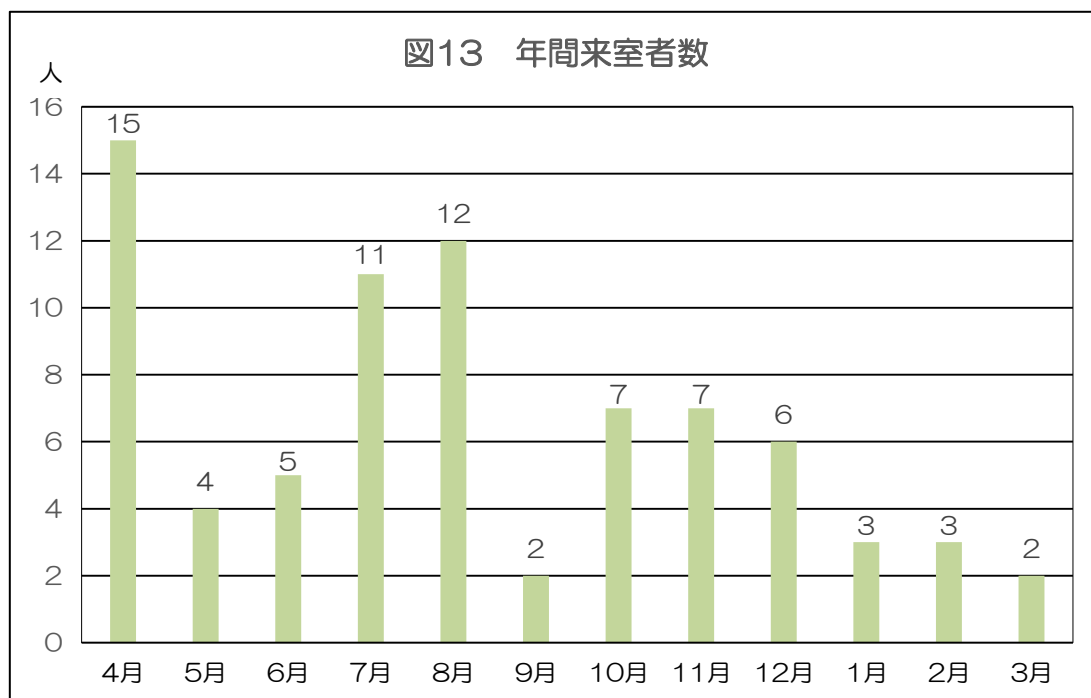
相談者の相談内容に、最も関係すると考えられる機関は、図 11 の通り、「町内小学校」が 21 件で最多でした。



相談者の対応の状況の内訳は、図 12 の通り「傾聴」が最も多く 48 件でした。



年間来室者数は、相談者も含めてのべ77人でした。



【シーメイト内 子どもの権利相談室スキッツ】



2 出張スキップ(志免中央小学校・志免南小学校・志免西小学校・志免東小学校)

子どもの権利条例は、志免町に住むすべての子どもたちのためにあり、相談室も志免町に住む子どもたち全員に利用する権利があります。しかし、シーメイトのスキップに子どもだけで来室できるのは、シーメイトが校区内にある志免東小学校の子どもたちのみです。この不平等な状態の改善は長年の願いでしたが、各学校の協力を得て、学校へ出張による子どもの権利相談室（出張スキップ）を行えるようになりました。

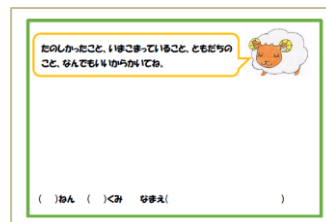
平成 25 年度から志免西小学校、令和元年度からは、志免南小学校と志免中央小学校でも出張スキップを行っています。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、シーメイトの休館や来室者の制限など、子どもたちの来室ができなくなることがありました。そこで、令和 4 年度からは、校区の志免東小学校でも出張スキップを実施することになり、これにより志免町内すべての小学校で行うことになりました。

・お手紙交換

子どもたちの声にもっと寄りそっていきたいと考え、令和 2 年度から、手紙の交換をはじめたところ、たくさんの子どもたちの心の中を聴くことができました。さまざまな悩みごとや心配ごと、日ごろ感じていることなどについて、救済委員と相談員がみんなで喜んだり、悩んだり、考えながら、返事の手紙を書いています。このお手紙交換を通じて、子どもたちが、自分はひとりぼっちではないと感じながら、楽しい学校生活を送ってもらいたいと思います。



【封筒】



【便せん】

・令和5年度の取りくみ

令和 5 年度の出張スキップでは、昨年度に引き続き、来室での相談員とお話しやお手紙の交換を行いました。年度を増すごとに、対面での相談を希望する子どもたちが増えてきています。また、子どもたちの手紙の質問や相談が、より具体的で内容深いものになってきています。



【スキップ手紙受付】



【手紙投函用ポスト】

【お手紙交換を行う際、先生に子どもたちに読んでもらう読み上げ文】

クラスの子ども達に手紙の封筒と便せんを配布していただく際の 先生方の読み上げ文

いまから、志免町の子どもの権利相談室スキッスのお手紙交換の封筒と便せんを配ります。

志免町には、子どもの権利条約があります。

スキッスは子どもの声を聞いて、子どもの権利を守るためにつくられた相談室です。

スキッスの相談員さんに、聞いてほしいことがある人は、この紙に書いて、封筒に入れて誰にも見られないようにのり付けしてください。



相談員さんからのメッセージです。

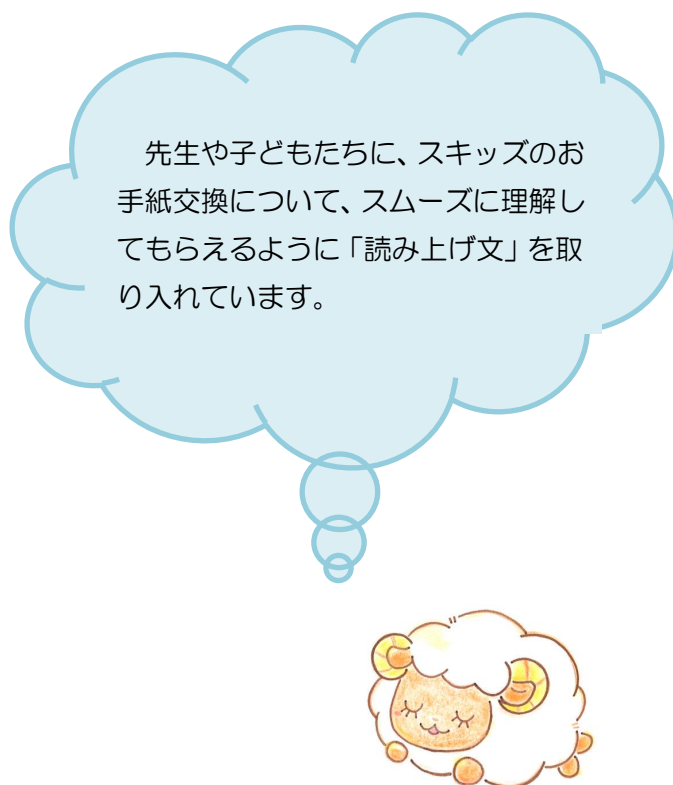
「嬉しかったことや楽しかったこと、嫌だったことや困ったことなど、

何を書いてもかまいません。ぜひ、書いてくださいね。

みなさんの色々な声を聞けることを楽しみにしています。

お手紙を書いてくれたお友達には、相談員さんからのお返事があります。

しおりのプレゼントもありますよ。楽しみに待っていてくださいね。」



【各クラスに掲示するポスター（１年生用）】 【手紙の返事と一緒に入れるしおり】

1年生のみなさんへ

みんなのきもちをおてがみにかいて
みませんか！スキッスにおはなし
してみたいことや、そうだんでも
いいですよ！

てがみをかいてくれたおともだち
には、スキッスのキャラクターの
しおりもプレゼントします！

スキッスが **2月28日（水）** に **おてがみ** を
とりにいきます。おてがみをかいたら、
ふうとうをとじて、**たもくてきしつ** に
もってきてね！

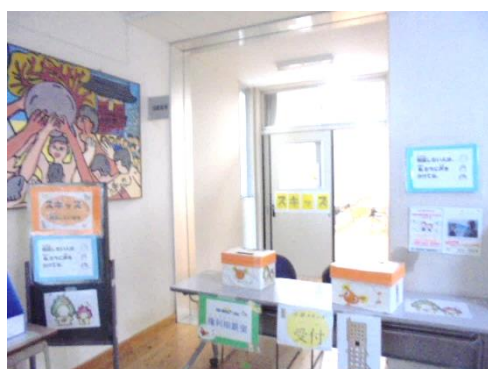
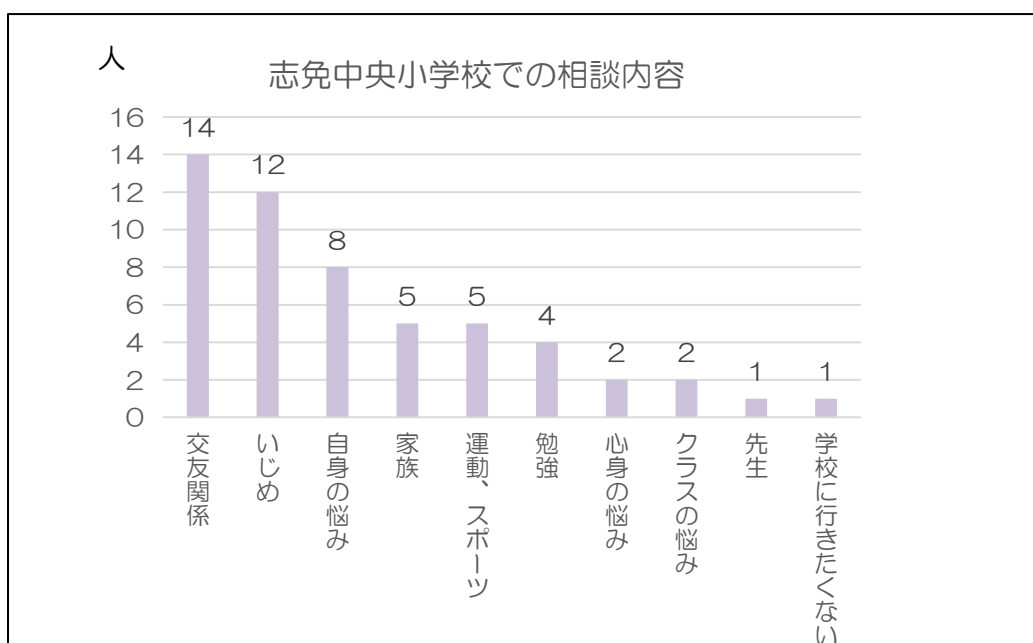


返事の封筒に入れたこのしおりを「手紙と一緒に
大事に保管しています。いつか、スキッスに聞いて
ほしいことや悩みができれば、また相談します！」
という子どもたちからの言葉がたくさん届きました。
かわいい志免町のキャラクターのしおりは、子ども
たちに大人気です。（裏面に相談室の詳細を記入）

【志免中央小学校 出張スキッツ】

・志免中央小学校での出張スキッツの参加人数と相談

第1回	7月 5日(水)	3・4年生	53名
第2回	9月 6日(水)	5・6年生	41名
第3回	10月25日(水)	1・2年生	90名
第4回	2月14日(水)	5・6年生	19名(2名～4年生)
参加人数合計			203名

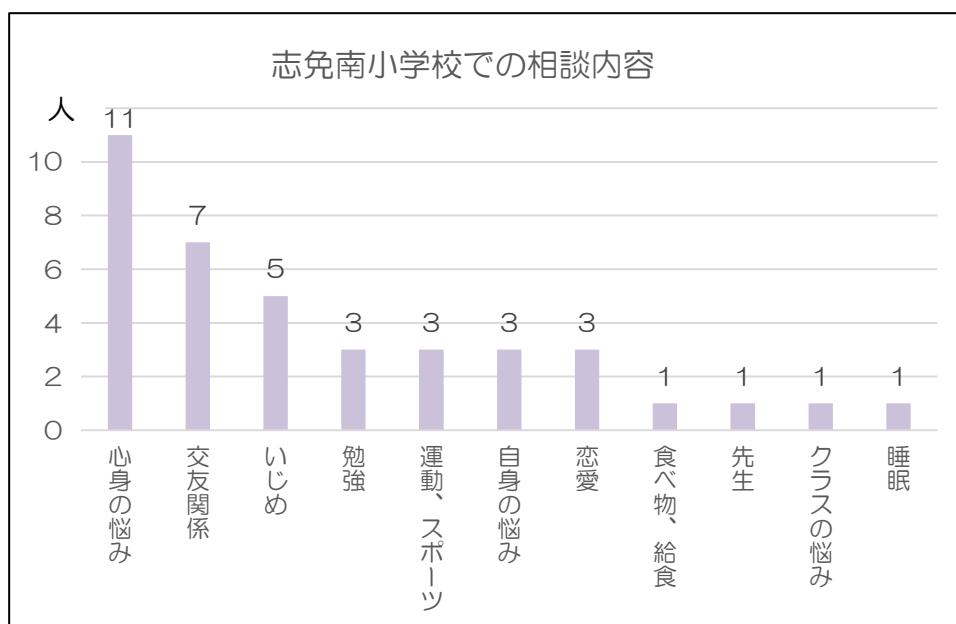


- 出張スキッツ開室時間 12:45～13:25 (昼休み)
- 出張スキッツ開室場所 視聴覚室

【志免南小学校 出張スキップ】

・志免南小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	6月28日(水)	5・6年生	43名
第2回	11月8日(水)	3・4年生	28名
第3回	12月6日(水)	1・2年生	21名
			参加人数合計 92名



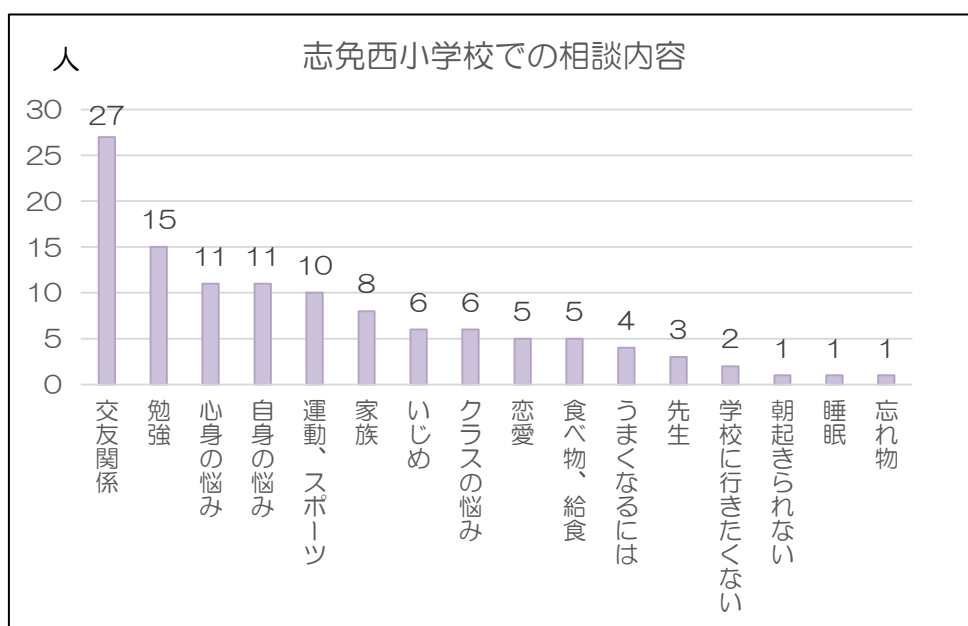
- 出張スキップ開室時間 13:25～14:05 (昼休み)
- 出張スキップ開室場所 視聴覚室

【志免西小学校 出張スキップズ】

・志免西小学校での出張スキップズの参加人数と相談

第1回	6月 7日(水)	3・5年生	133名
第2回	9月20日(水)	2・4年生	151名
第3回	1月17日(水)	6年生	49名
第4回	2月28日(水)	1年生	106名

参加人数合計 439名



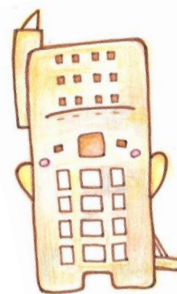
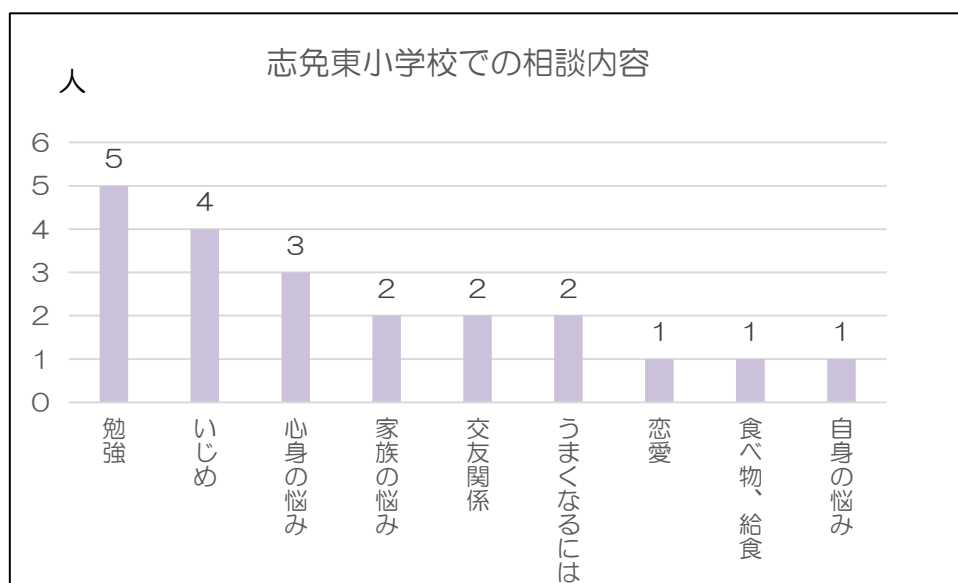
○出張スキップズ開室時間 13:25~14:10 (昼休み)

○出張スキップズ開室場所 多目的室

【志免東小学校 出張スキップ】

・志免東小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	10月18日(水)	3・4年生	25名
第2回	11月29日(水)	1・2年生	77名
第3回	1月31日(水)	5・6年生	6名
参加人数合計			108名



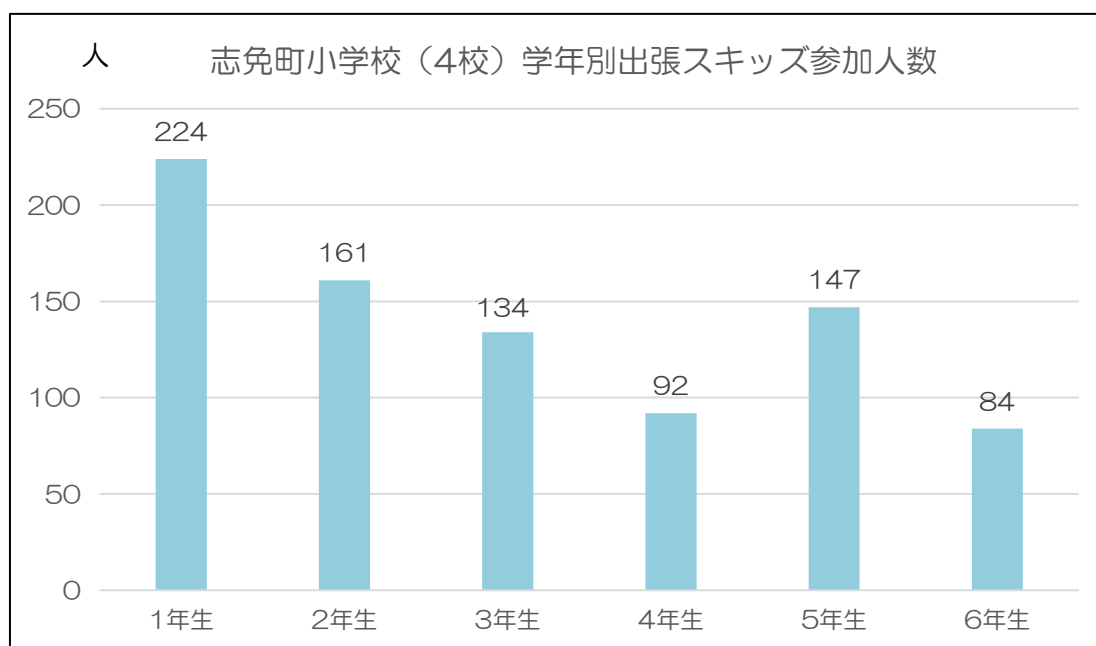
○出張スキップ開室時間 13:25~14:05 (昼休み)

○出張スキップ開室場所 図工室

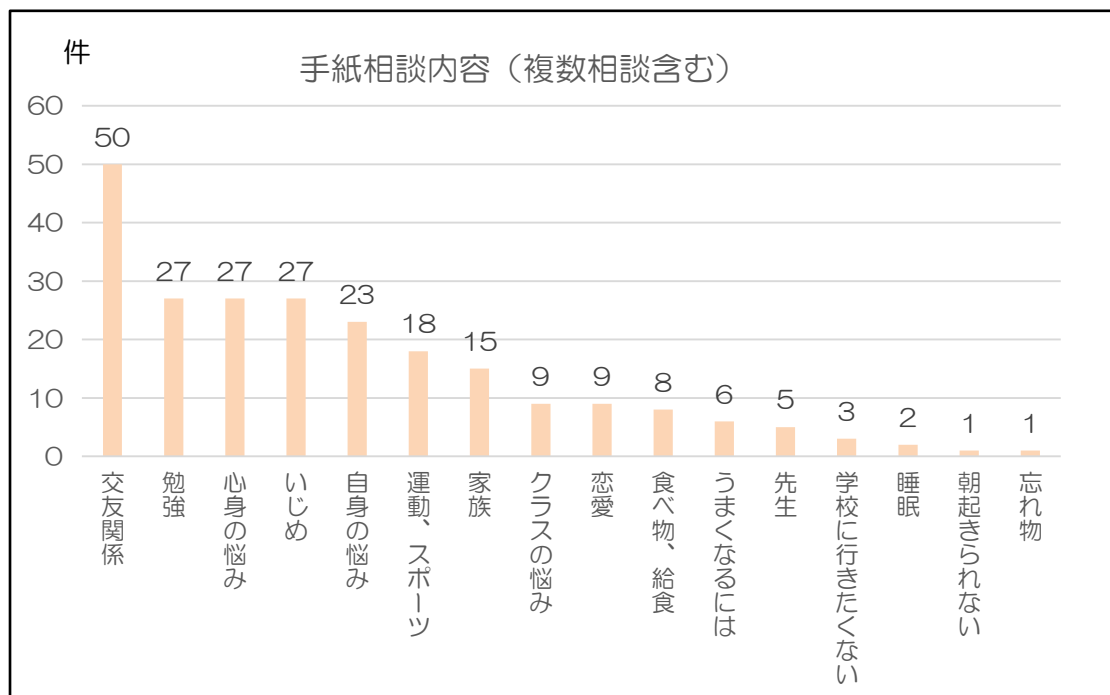
3 出張スキップでの手紙による子どもたちの参加や相談について

出張スキップでの手紙のやりとりは 842 件あり、そのなかで救済委員や相談員が助言やアドバイスが必要と考え、手紙相談として対応した人数は 213 人でした。

出張スキップでの参加が特に多かった学年は、1 年生でした。



今年度の手紙での相談の内容については、交友関係の悩みや心配が特に多く見られました。



また、手紙での相談室への質問は、57 件見られました。

【相談室（スキズ）からの配布物】

志免町子どもの権利相談室（スキズ）のことを、たくさん子どもたちに知ってもらうために、しおり、パンフレットの配布を行っています。また、年に2回、小中学校の各クラス掲示用として、スキズ便りを配布しています。しおり、パンフレットは小中学校の全児童・生徒に配りました。

また、シーメイトや志免町の子育て支援センター、図書館にも、しおりやパンフレットを配布したり、設置したりしています。

今年度行われた啓発活動でも、パンフレットやしおり、条例リーフレット、権利条例冊子等を配布しました。



小学生向けクリアファイル・条例リーフレット・中学生向けクリアファイル



パンフレット



しおり

【スキズのキャラクター】



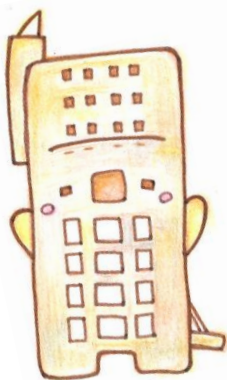
子どものみかたマン

子どもの強い味方です。



しめえ〜

志免町の「しめ」から名前
がついたひつじです。



たてのすけ

シーメイトのシンボル
「立て坑やぐら」から
由来しました。



ほたやまん ほたこ

志免町は、昔、炭鉱が盛ん
でした。ほた山にちなんだ
きょうだいです。

【イベントなどでの配布】

配布先・配布場所	配布月など	しおり	条例リーフレット	スキッツの パンフレット	小冊子Q & A	クリアファイル	条例冊子	スキッツ便り
小中学校に配布	7月	4787		4787	0			144
町内回覧	11月							1800
中学生アンケート	6・9月			1600				
小中学校に配布	1月							144
町内回覧								1800
中学卒業生	3月	515		515		515		
小学校入学児童		519	519	519		519		
ｽｷｯｽﾞ ｵｰﾀﾞ前	随時			50				2
子育て支援センター				795				
シーメイト		50		50				1
来室者		10					2	
出張スキッツ		30						
チャレンジ広場	8月	98	98			98		
中学校講演会	5・11月		508			508		
文化祭	11月	47		47				
職員研修	4月						45	
志免町子どもの 権利委員会	12月						8	
子ども実行委員	6月	11	11				11	
その他	随時	9	9			9	9	
合計		6076	1145	8363	0	1649	75	3891

救済委員による志免東中学校・志免中学校人権教育学習講演会

志免東中学校の1・3年生や、志免中学校の2年生を対象に、人権教育学習講演会を行いました。

令和5年	6月23日	15:00～15:50	志免東中学校（3年生）
	7月3日	15:05～15:50	志免東中学校（1年生）
	1月9日	9:50～10:40	志免中学校（2年生）



志免東中学校（ランチルームにて）



志免東中学校では、救済委員の圓入先生による講演会を行いました。子どもの権利条例や、救済委員制度、また「幸せについて」の内容でお話ししました。

講演後のアンケートの結果は以下の通りです。

（志免東中1年生 137人）

○今日の話はわかりましたか？

- ・わかった 46.0%
- ・だいたいわかった 42.3%
- ・あまりわからなかった 8.8%
- ・わからなかった 2.9%

（志免東中3年生 149人）

○今日の話はわかりましたか？

- ・わかった 67.1%
- ・だいたいわかった 32.2%
- ・あまりわからなかった 0.7%
- ・わからなかった 0%



志免中学校（体育館にて）

志免中学校では、救済委員の柳先生による講演会を行いました。子どもの権利条例や、救済委員制度、またいじめなどの内容でお話ししました。

講演後のアンケートの結果は以下の通りです。

（志免中 289人）

○今日の話はわかりましたか？

- ・わかった 64.3%
- ・だいたいわかった 32.5%
- ・あまりわからなかった 2.8%
- ・わからなかった 0.4%

5 中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート

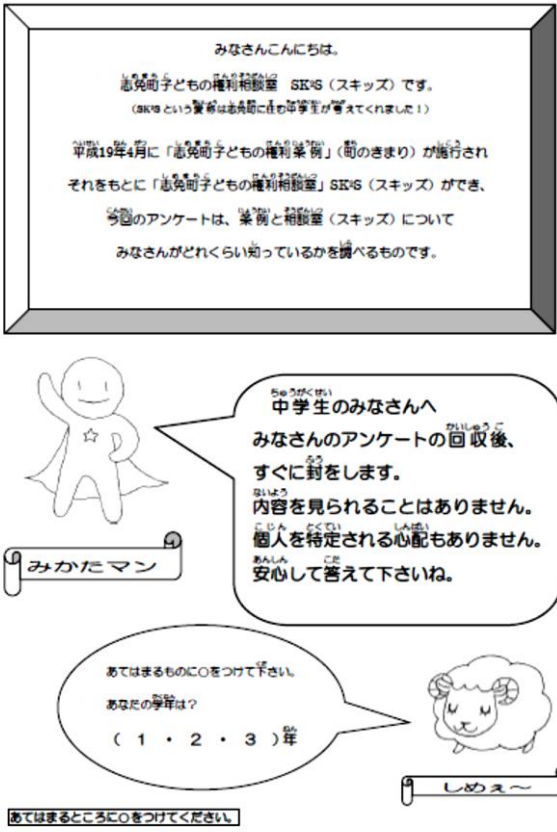
令和5年、志免東中学校では5月、志免中学校では9月に、志免町内の中学生（1349名）を対象に、「子どもの権利」に関するアンケートを実施しました。

このアンケートでは、志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうかなどについて尋ねました。また、悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室への質問や相談が記入できるところを設けています。

さらに、今年度からは、学校での気になる校則や決まりについて、中学校でスキップの出張相談があったら相談したいと思うかについても、記入してもらうことになりました。

【アンケート表紙】

【子どもたちの持ち帰り用プリント】



みなさんこんにちは。

志免町子どもの権利相談室 SK'S（スキップ）です。

（SK'S という文字は志免町に住む中学生が考えてくれました！）

平成19年4月に「志免町子どもの権利条例」（町のきまり）が施行され、それをもとに「志免町子どもの権利相談室」SK'S（スキップ）ができ、今回のアンケートは、条例と相談室（スキップ）についてみなさんがどれくらい知っているかを調べるものです。

中学生のみなさんへ

みなさんのアンケートの回収後、すぐに封をします。

内容を見られることはありません。

個人を特定される心配もありません。

安心して答えて下さいね。

あてはまるものに○をつけて下さい。

あなたの学年は？

（ 1 ・ 2 ・ 3 ）年

あてはまるところに○をつけてください。



中学生のみなさんへ

あれこれ悩むコトがいっぱいあるよね

親や友だちに言えないコト

でも誰かに聞いてもらいたいとき

気軽にスキップに来てね♪

電話してね♪

SK'S（スキップ）は、みなさんに利用してもらうための相談室です。

困った時、悩んだりした時、遠慮なく相談して下さい。

相談員がみんなの話をしっかり聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。

秘密は守ります。みなさんの方になりたいと思っています。

☆ 志免町子どもの権利相談室 SK'S ☆

開いている日

火・木曜日 昼1時～夜7時

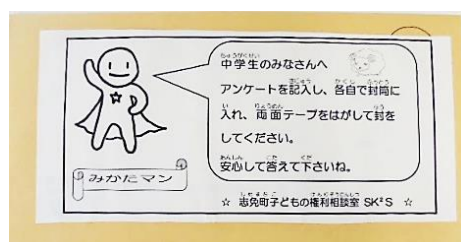
土曜日 昼10時～夕方5時

☎ 0120-928-379（無料！）

志免町総合福祉施設 シーメイト内



【アンケートを入れる封筒】



アンケートは、子どもたちが安心して自分の気持ちを記入できたり、相談の秘密が守られたりするように、封筒に入れて封を閉じられるようにしました。

【アンケート内容全文】

1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？
知っている人は、どうやって知りましたか？（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

①知っている →

1 三つ折りパンフレット	2 クリアファイル	3 しおり
4 出張スキップ（お手紙交換）	5 スキップだより	
6 学校の授業	7 その他（ ）	

②知らない

2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？

①知っている ②知らない

3. 「志免町子どもの権利相談室 SK²S（スキップ）」を知っていますか？
知っている人は、どうやって知りましたか？（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

①知っている →

1 三つ折りパンフレット	2 クリアファイル	3 しおり
4 出張スキップ（お手紙交換）	5 スキップだより	
6 学校の授業	7 その他（ ）	

②知らない

4. 相談室 SK²S（スキップ）がシーメイトの中にあるのを知っていますか？

①知っている ②知らない

5. シーメイトの相談室 SK²S（スキップ）に、行ったことや、電話したことがありますか？

①ある ②ない

6. 相談室 SK²S（スキップ）は、名前を言わずに相談できることを知っていますか？

①知っている ②知らない

7. 相談室 SK²S（スキップ）は、フリーダイヤル（無料）で電話で相談できることを知っていますか？

①知っている ②知らない

8. 相談室 SK²S（スキップ）には救済制度（困って助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に解決をめざす制度）があることを知っていますか？
知っている人は、どうやって知りましたか？（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

①知っている →

1 三つ折りパンフレット	2 クリアファイル
3 出張スキップ（お手紙交換）	4 スキップだより
5 学校の授業	6 その他（ ）

②知らない

9. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？

①ある ②ない ③わからない

10. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？
（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

①いる [親 きょうだい 先生 友達 その他（ ）]

②いない ③わからない

11. もし悩みがあるときは相談室 SK²S（スキップ）に相談しようと思いますか。

①思う よかったら理由を教えてください

②思わない

12. 中学校でSK²S（スキップ）の出張相談があったら、相談したいと思いますか？

①思う ②思わない

13. 学校の校則やきまりで気になることはありますか？

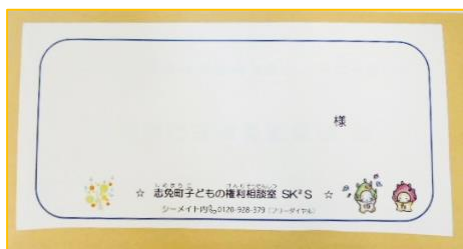
あったら具体的に記入してください。

14. 相談室SK²S（スキップ）に質問、相談や伝えたいことを自由に書いてください。
お返事が欲しい人は学年、名前を記入してください。お返事のいらない人は、名前を記入しなくても大丈夫です。中身が見えないようにしてお返事を出します。
みんなの秘密は必ず守られます。だから安心して書いてください。

年 組 名前（ ）

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

【質問や相談への返信用封筒】

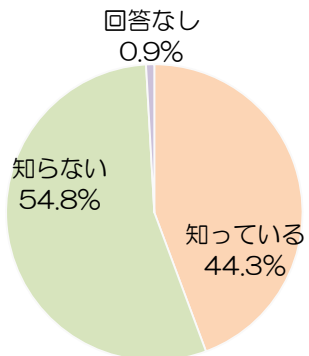


【相談してくれた生徒に配布するしおり】

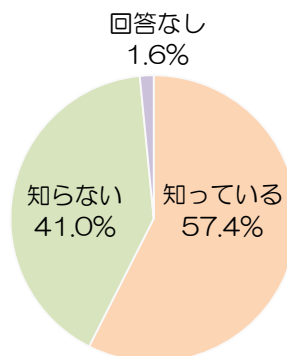


アンケート結果を集計し、質問項目ごとにグラフで以下に示します。

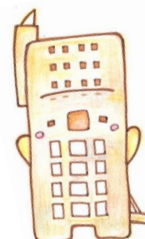
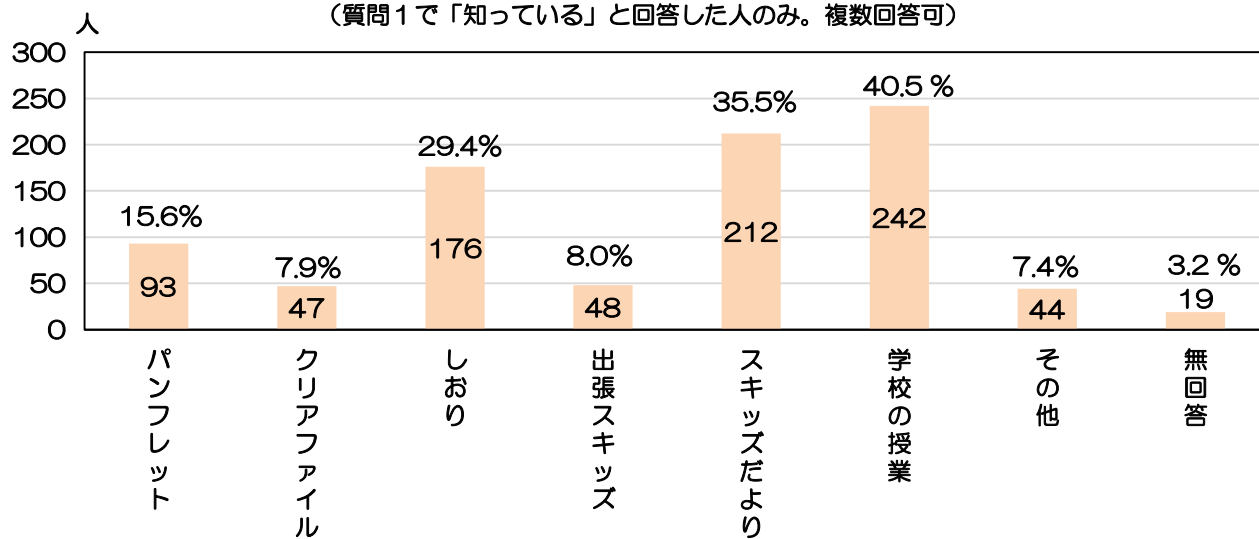
質問１：わたしたちの町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



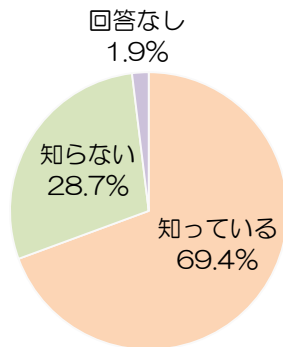
質問２：権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



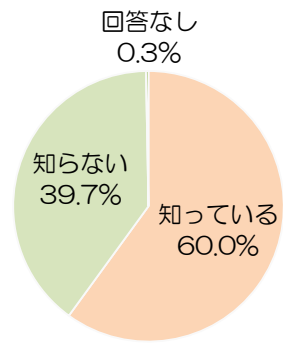
「志免町子どもの権利条例」をどうやって知りましたか？
(質問１で「知っている」と回答した人のみ。複数回答可)



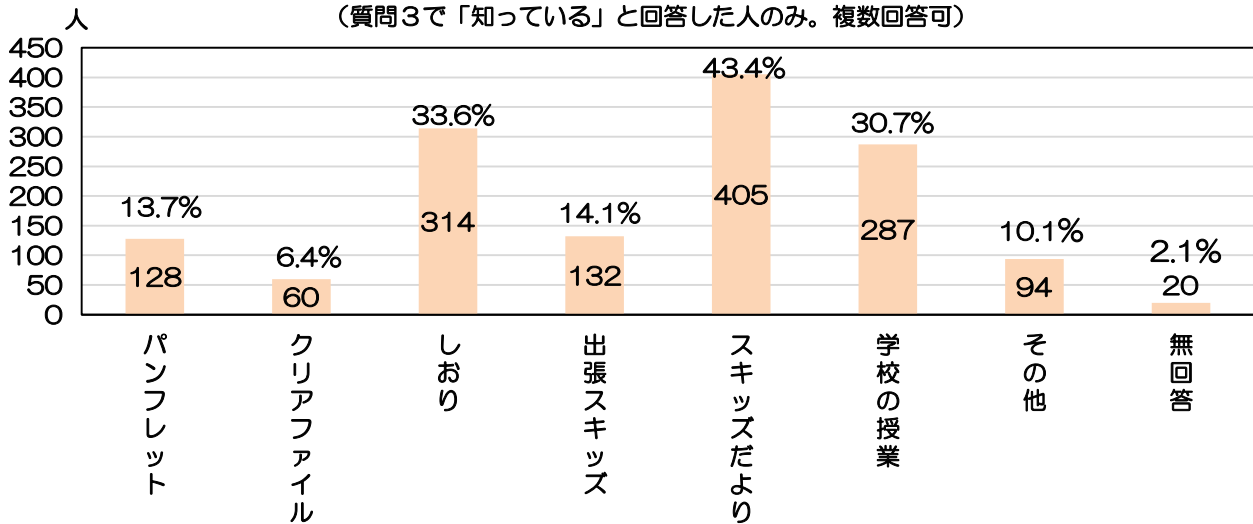
質問3：「志免町子どもの権利相談室SK²S（スキッズ）」を知っていますか？



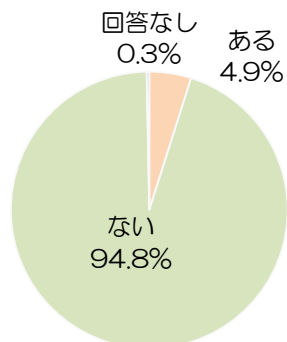
質問4：相談室SK²S（スキッズ）がシーメイトの中にあるのを知っていますか？



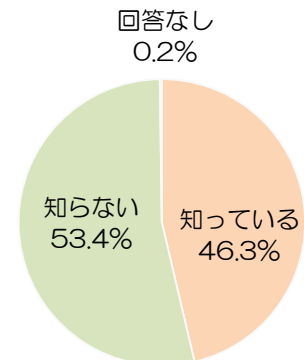
「志免町子どもの権利相談室（スキッズ）」をどうやって知りましたか？
（質問3で「知っている」と回答した人のみ。複数回答可）



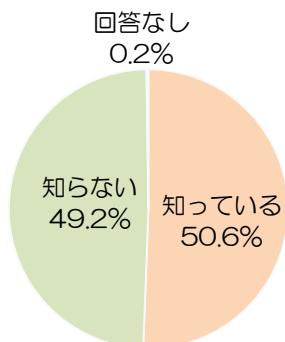
質問5：シーメイトの相談室SK²S（スキップ）に、行ったことや電話したことがありますか？



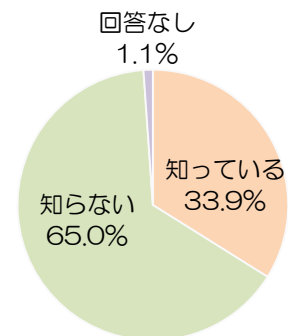
質問6：相談室SK²Sは、名前を言わずに相談できることを知っていますか？



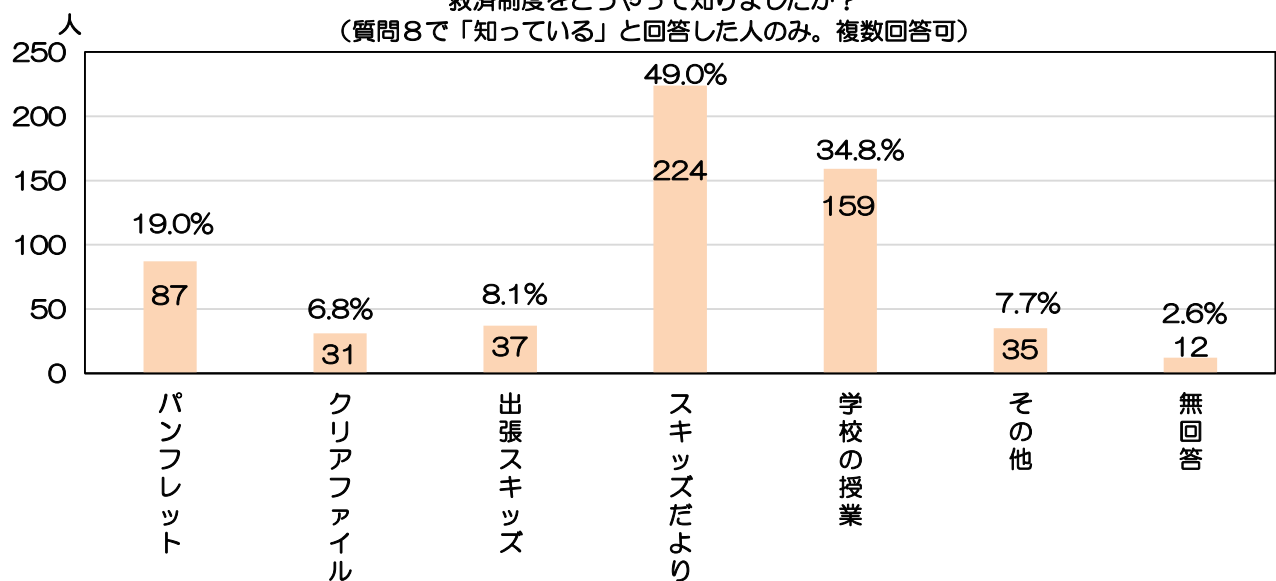
質問7：相談室SK²S（スキップ）は、フリーダイヤル（無料）で電話で相談できることを知っていますか？



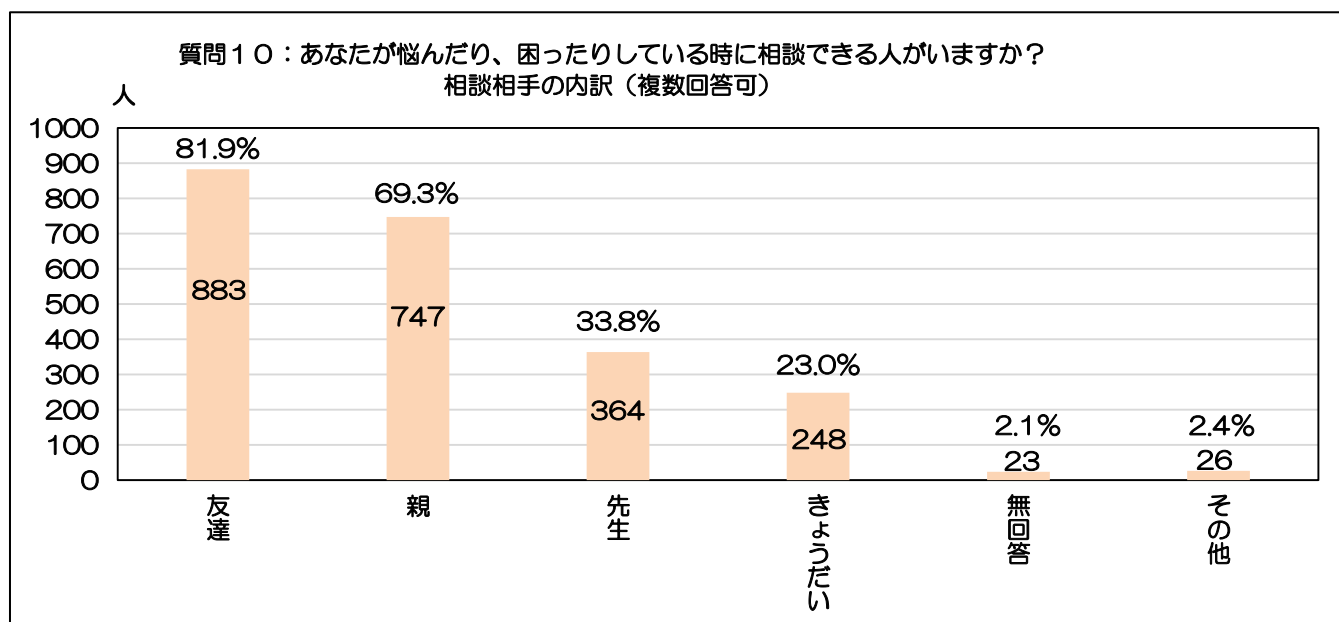
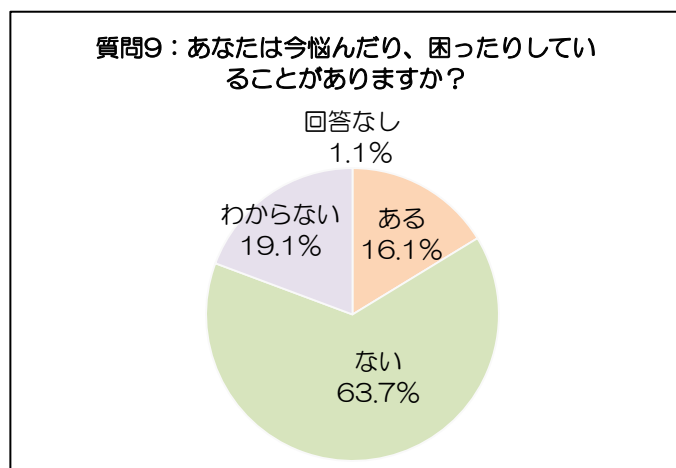
質問8：相談室SK²S（スキップ）には、救済制度（困って、助けてほしいと思った時に、皆さんと一緒に考えてくれる制度）があることを知っていますか？



救済制度をどうやって知りましたか？
（質問8で「知っている」と回答した人のみ。複数回答可）

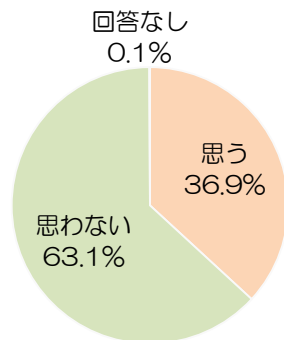


今年度は、質問 1、質問 3、質問 8 に「知っている」と回答した生徒に対して、「どうやって知りましたか？」と質問したところ、「スキップ便り」や「学校の授業」「しおり」が多かったです。「スキップ便り」は、年 2 回、各教室に掲示してもらいます。また、相談室についても、学校の授業の中で紹介しているところもあるようです。

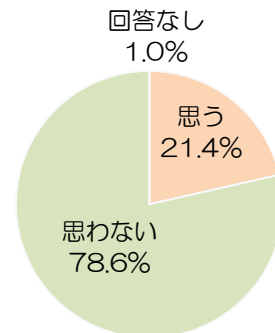


※相談相手の内訳では、多くの子どもたちが友達や親を相談相手としているようです。

質問 11：もし悩みがあるときはスキップに
相談しようと思いますか？



質問 12：中学校で、スキップの出張相談があっ
たら、相談したいと思いますか？



※今年度から、質問 12、質問 13 を追加しています。

- 質問 13 は、校則についてまとめたものを、各中学校にお知らせしました。
- 質問 11、14 は、子どもたちに自由記述をしてもらっています。



志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述

質問 1 1. もし悩みがあるときは相談室SK²S(スキッス)に相談しようと思いますか？

【回答：思う （記述回答 319人/489人中）】

- ・相談しやすそう、頼りになりそうだから (60人)
- ・相談を秘密にしてくれるから、 (49人)
- ・悩みがあるときは相談したい (33人)
- ・解決していきたい、スッキリしたいから (27人)
- ・安心できる、ほっとできるから (26人)
- ・気軽にできる、便利、近くだから (24人)
- ・知らない人だから (21人)
- ・心が楽になる、軽くなるから (21人)
- ・1人で悩みたくないから (16人)
- ・無料だから (11人)
- ・名前を言わずに相談できるから (5人)
- ・プリント、イベント、授業で知ったから (4人)
- ・相談の記入 (2人)
- ・困っているから (2人)
- ・志免町の条例にのっとって運営されているから (2人)
- ・行ったことがあるから (2人)
- ・やさしく接してくれたから (2人)
- ・授業で知って安全そうだから (1人)
- ・前に相談して役に立つことを教えてくれたから (1人)
- ・手紙で書いて相談できるから (1人)
- ・自分にとって大事な存在 (1人)
- ・小学校の時、辛かった時に助けてもらったから (1人)
- ・スキッスしか思いうかばないから (1人)
- ・行った時にアドバイスなどくれて元気が出たから (1人)
- ・アンケートに相談を書いたとき、優しい言葉で
しっかりと相談にのってくれたから (1人)
- ・一緒に解決を目指す制度があるところがいいなと思ったから (1人)
- ・前に相談した時、お返事をもらって心が楽になったから (1人)
- ・仲間 (1人)
- ・理由は特になし (1人)



【回答：思わない （記述回答 300人/837人中）】

- ・親や身近な人に相談できるから (138人)
- ・知らない人に話したくない (28人)
- ・悩みがないから (17人)
- ・話すのが苦手、緊張するから (15人)
- ・おおきな悩みではないから (14人)
- ・自分で解決したいから (13人)
- ・めんどくさい (12人)
- ・スキップのことをよく知らない、わからないから (10人)
- ・信用できないから (8人)
- ・電話する、行くのが大変 (8人)
- ・時間がないから (7人)
- ・自分のことを話したくない、聞いてほしくないから (6人)
- ・解決できないと思うから (5人)
- ・怖い、不安だから (5人)
- ・理由はない (3人)
- ・知られたくない、秘密が漏れそう (3人)
- ・勇気がないから (2人)
- ・いやだから (1人)
- ・相談 (1人)
- ・他の相談室に行っても解決しなかったから (1人)
- ・受験関連だから (1人)
- ・本当のことを言えないから (1人)
- ・人権に関する相談ではないから (1人)



質問 14. 相談室 SK²S(スキップ)に質問、相談や伝えたいことを自由に書いてください。

お返事が欲しい人は学年、名前を記入してください。

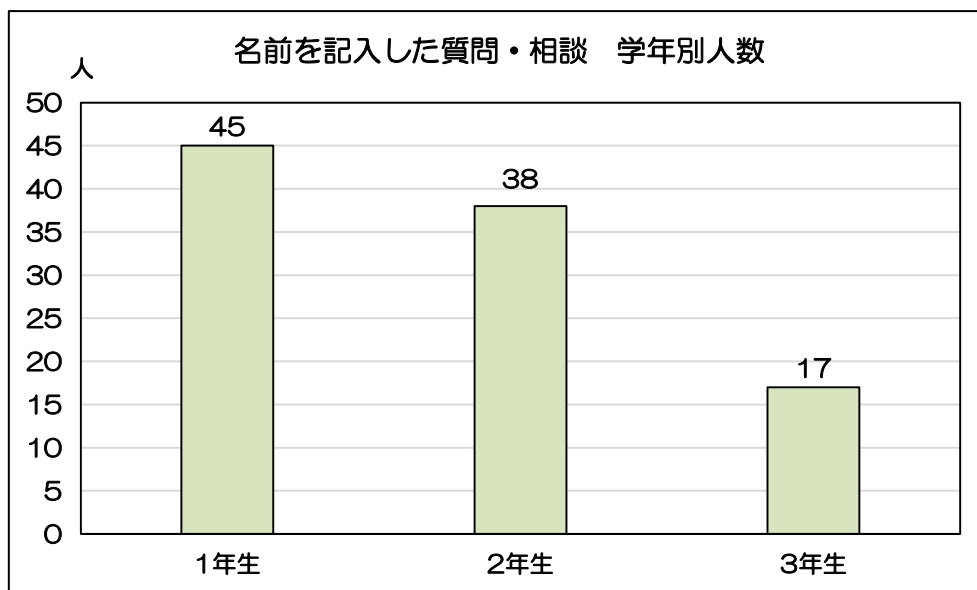
お返事のいらない人は、名前を記入しなくても大丈夫です。

中身が見えないようにお返事を出します。安心して書いてください。

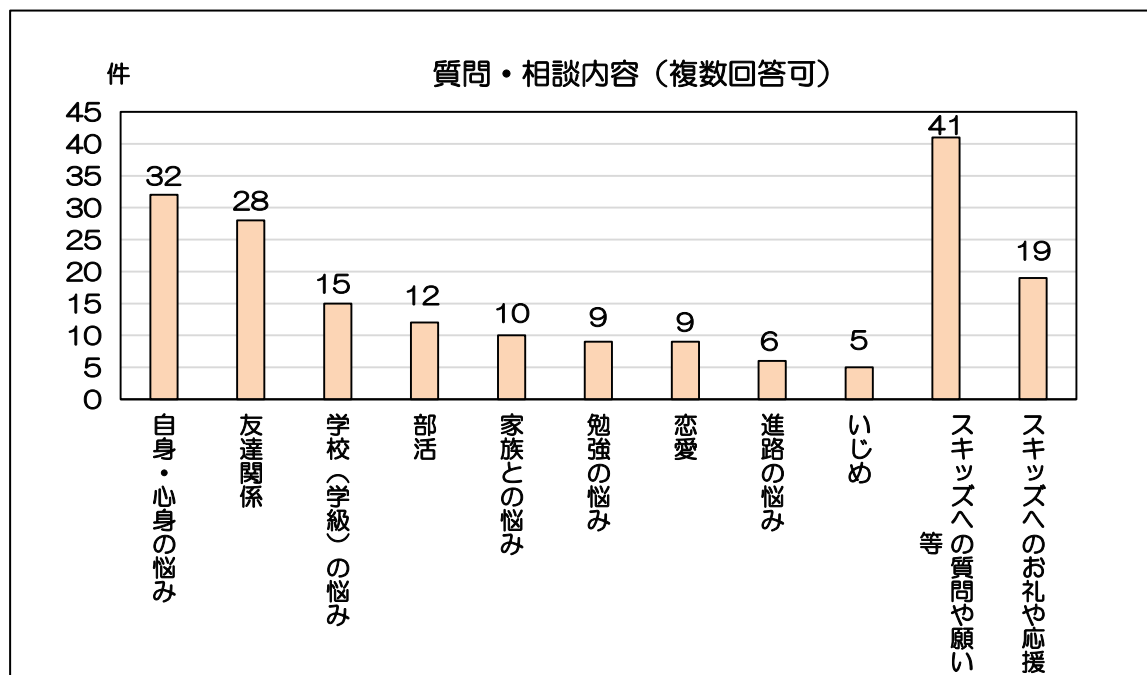
【無記入 1050人】

【質問・相談を記入した170人】

【名前を記入して相談をした100人】



中学生アンケートでの質問や相談が特に多かった学年は、1年生でした。



質問・相談の内容については、スキップへの質問や願い等、自身・心身の悩みが特に多く見られました。また名前を記入していない相談には、「スキップ便り」でその相談に対応しました。

※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケート調査を始めて、16年目になります。以下の項目にご注目ください。

（アンケートは、平成20年度から毎年実施していますが、ここでは見やすいよう、平成27年度からの結果を隔年で記載します。）

（質問2・3）

権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っている子どもたちや「志免町子どもの権利相談室SK²S(スキップ)」を知っているという子どもたちは、平成27年度以降増加傾向にあります。

（質問4・6・7）

権利相談室SK²S(スキップ)がシーメイトにあるということ、名前を言わずに相談できるということ、フリーダイヤル(無料)で電話できるということを、知っている子どもたちについては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和元年から広報活動が中止されたためか、減少傾向にありましたが、令和4年度から講演会やチャレンジ広場の開催など、広報活動が再開されたためか、増加傾向にあります。

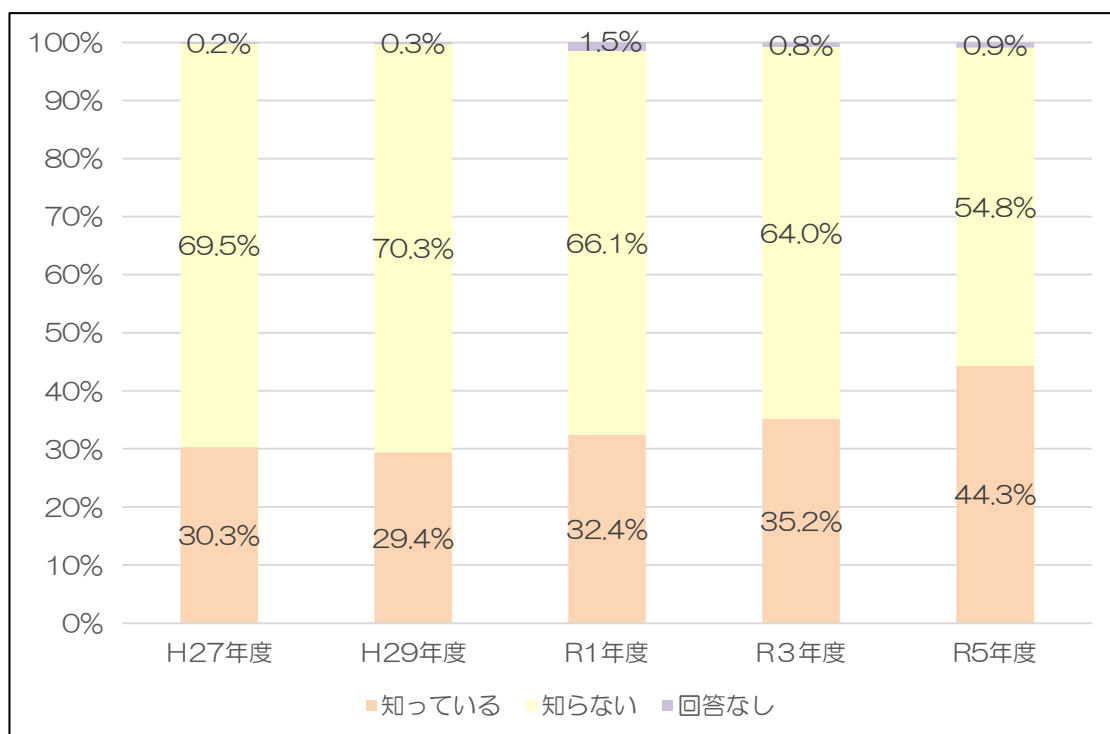
（質問11）

スキップに相談しようと思う子どもたちについては、増加傾向にあります。

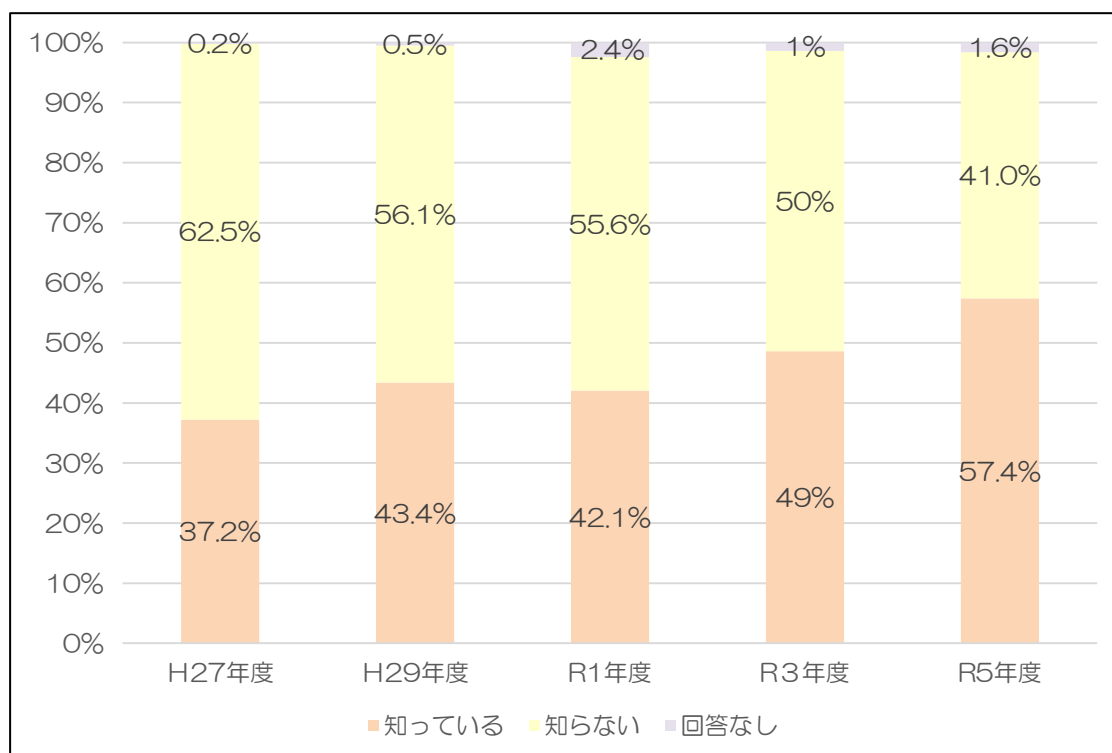
（質問14）（アンケートでの質問や相談）

令和4年度より子どもたちの質問や相談を記入できる箇所をつくりました。スキップに相談や質問をして、返事を希望する子どもたちには名前を記入してもらい、相談室から手紙を出してアドバイスをしたり、質問に答えたりしています。

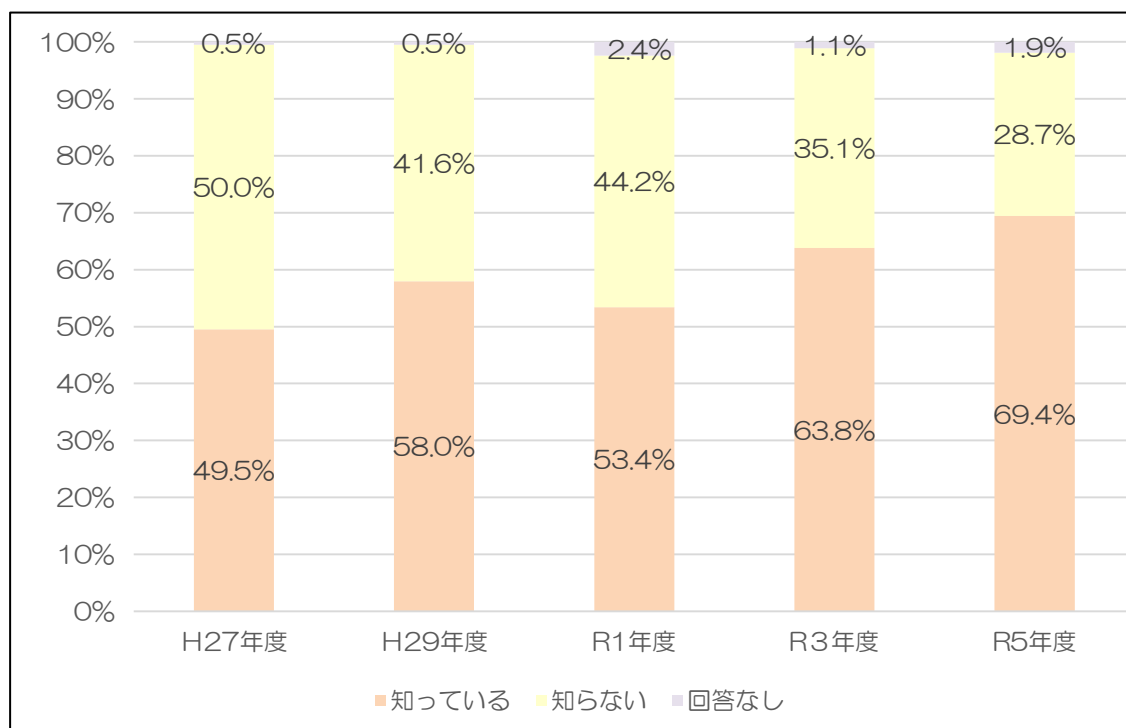
1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



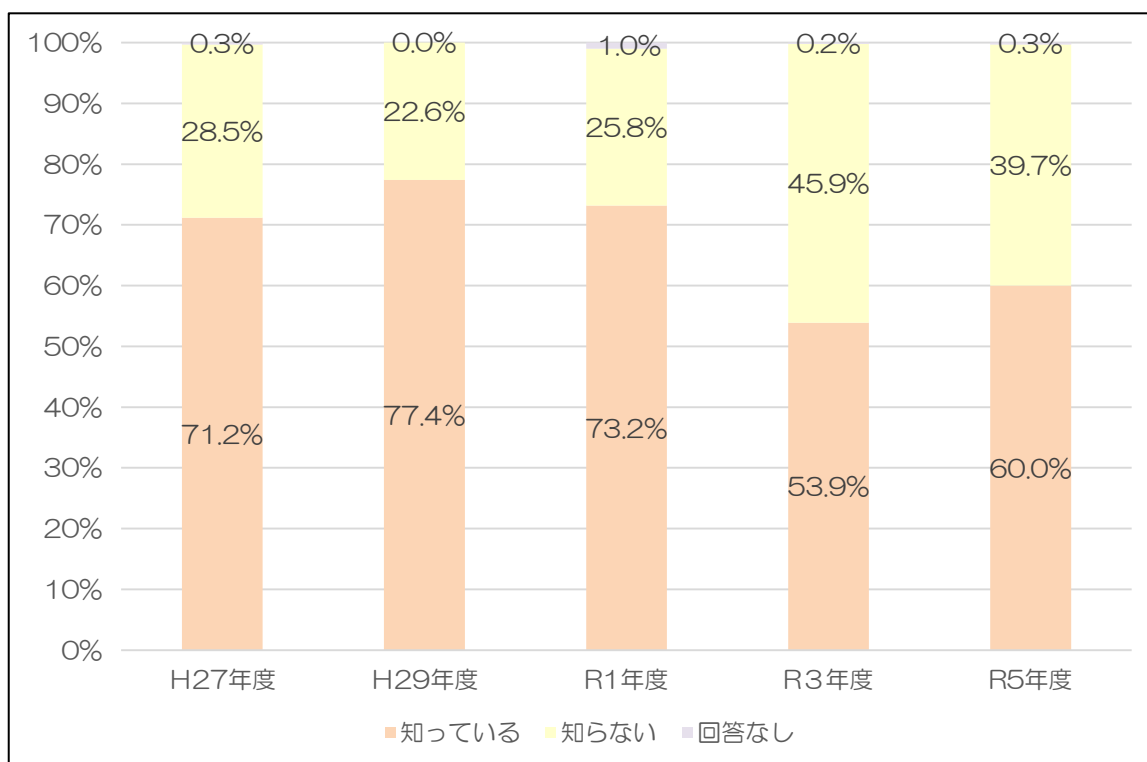
2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



3. 「志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)」を知っていますか？

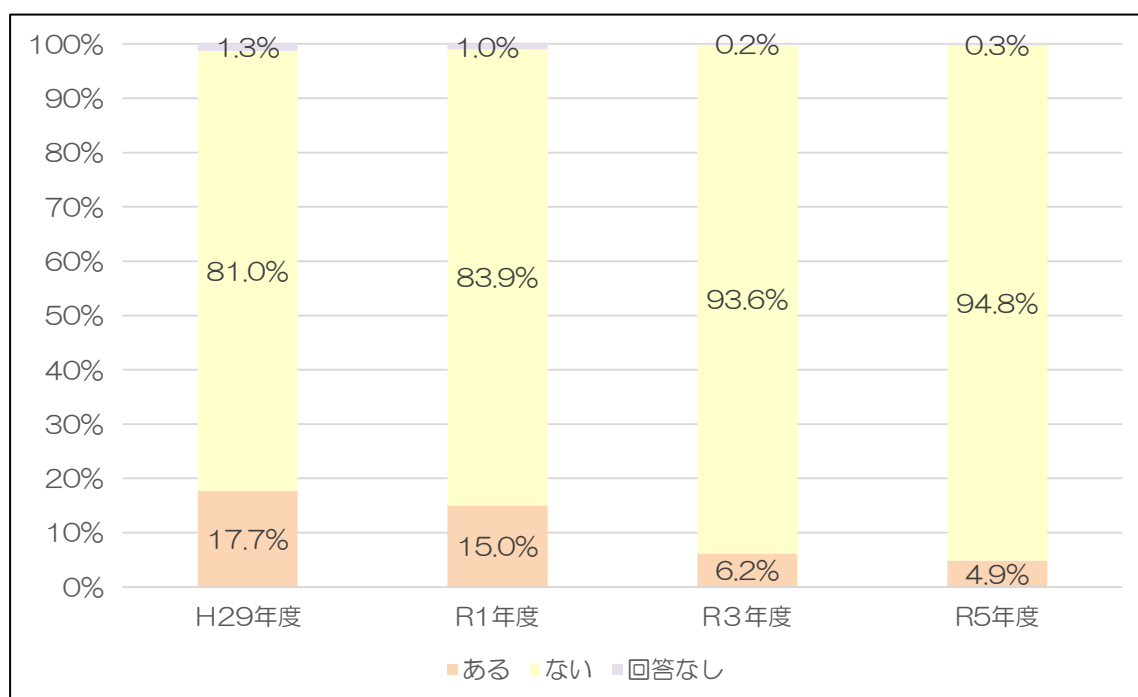


4. 相談室SK'S(スキズ)がシーメイトにあることを知っていますか？

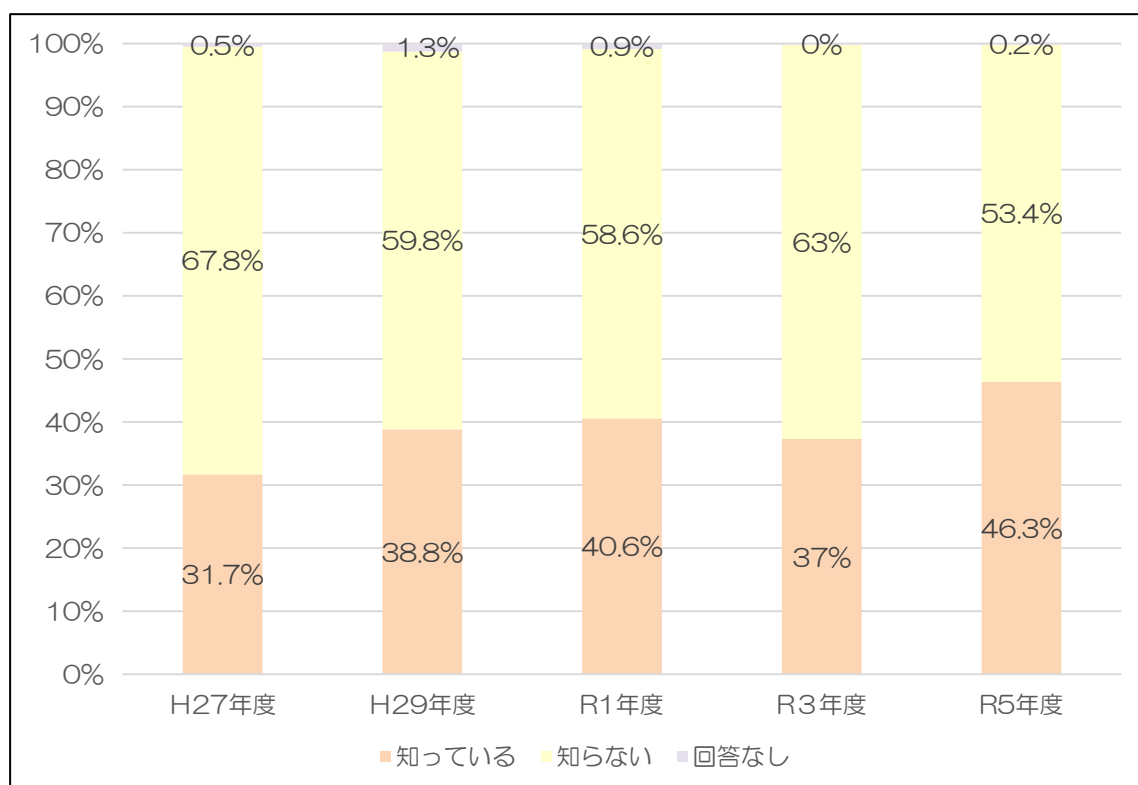


(注) スキズは平成 21 年度からシーメイトに移転しています。

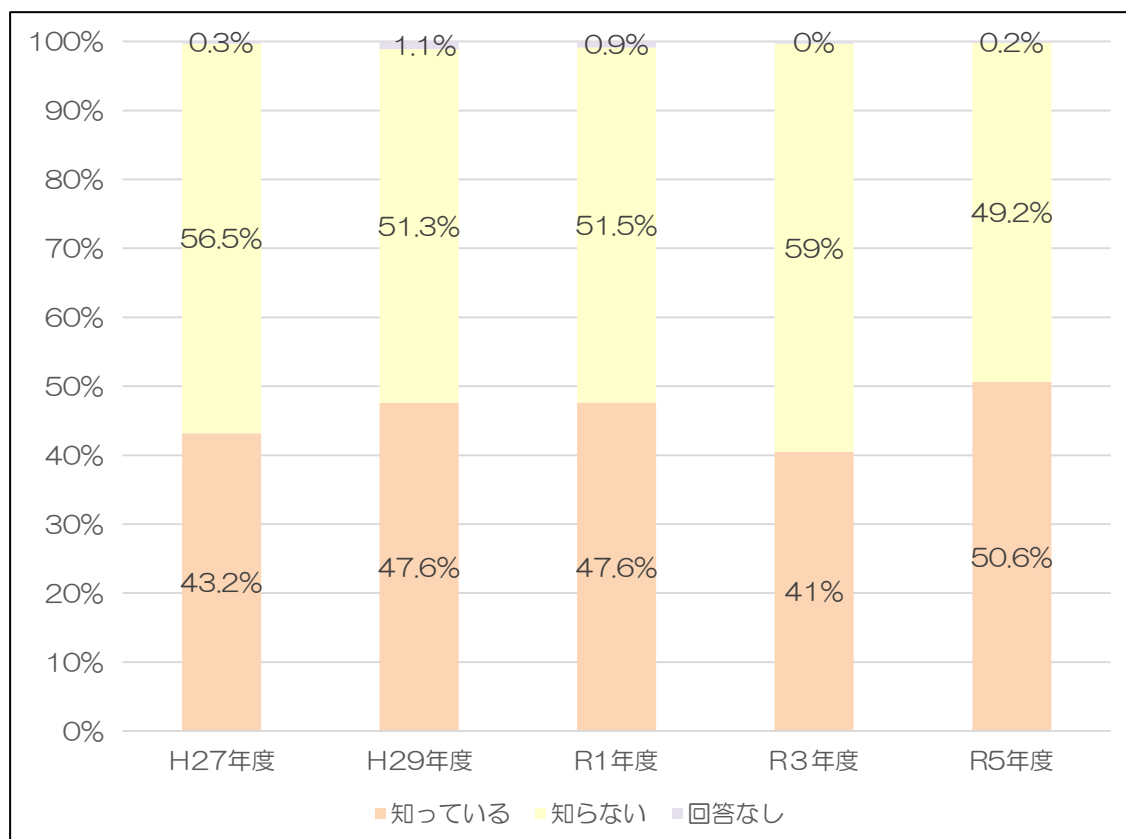
5. シーメイトの相談室SK'S(スキズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？



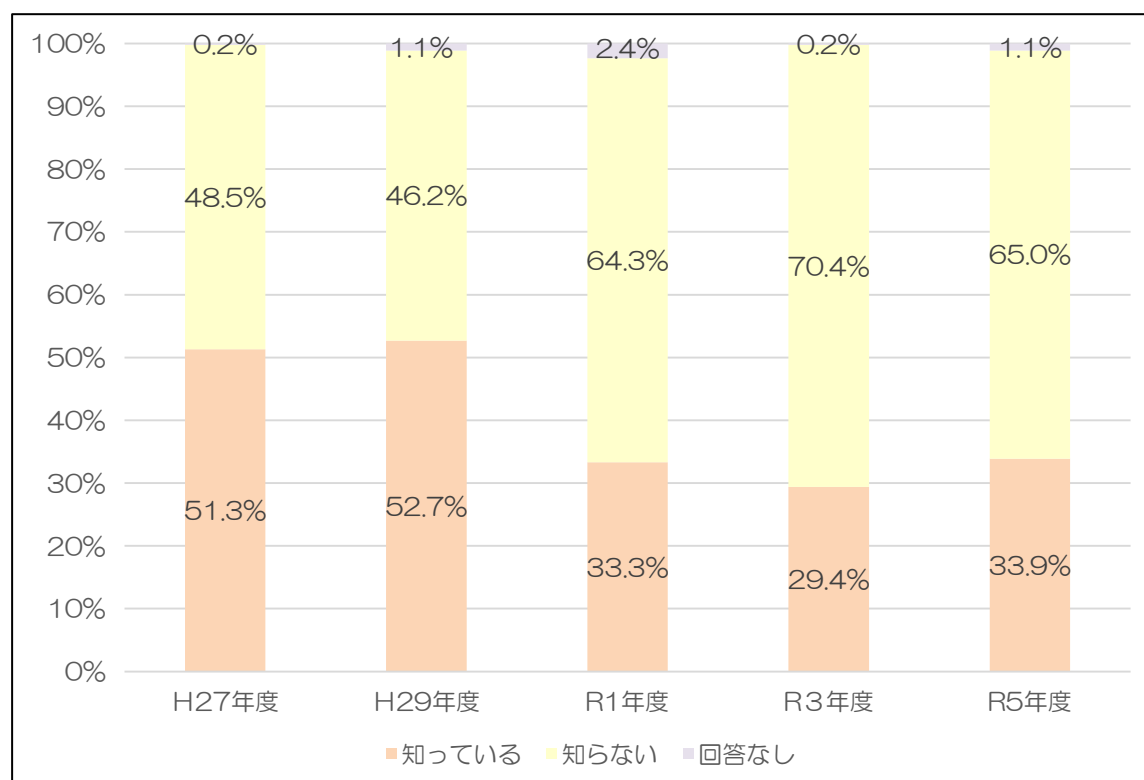
6. 相談室SK'S(スキッズ)は、名前を言わずに相談できることを知っていますか？



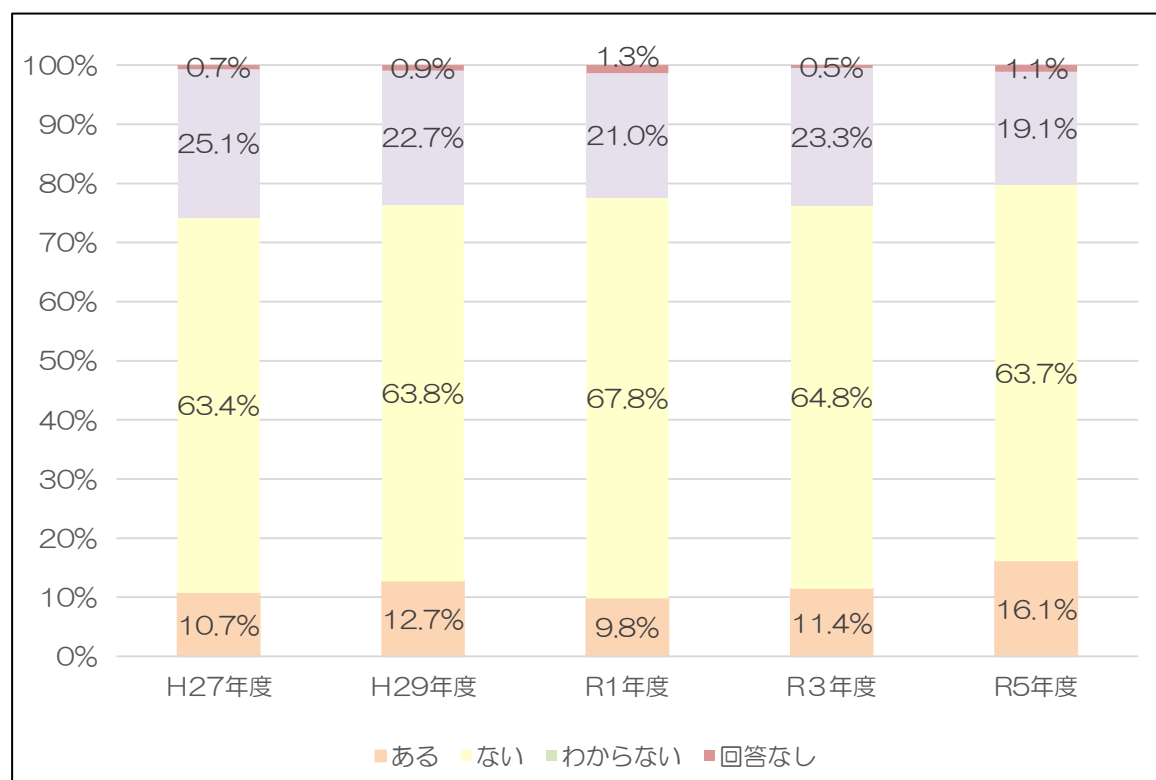
7. 相談室SK'S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話相談ができることを知っていますか？



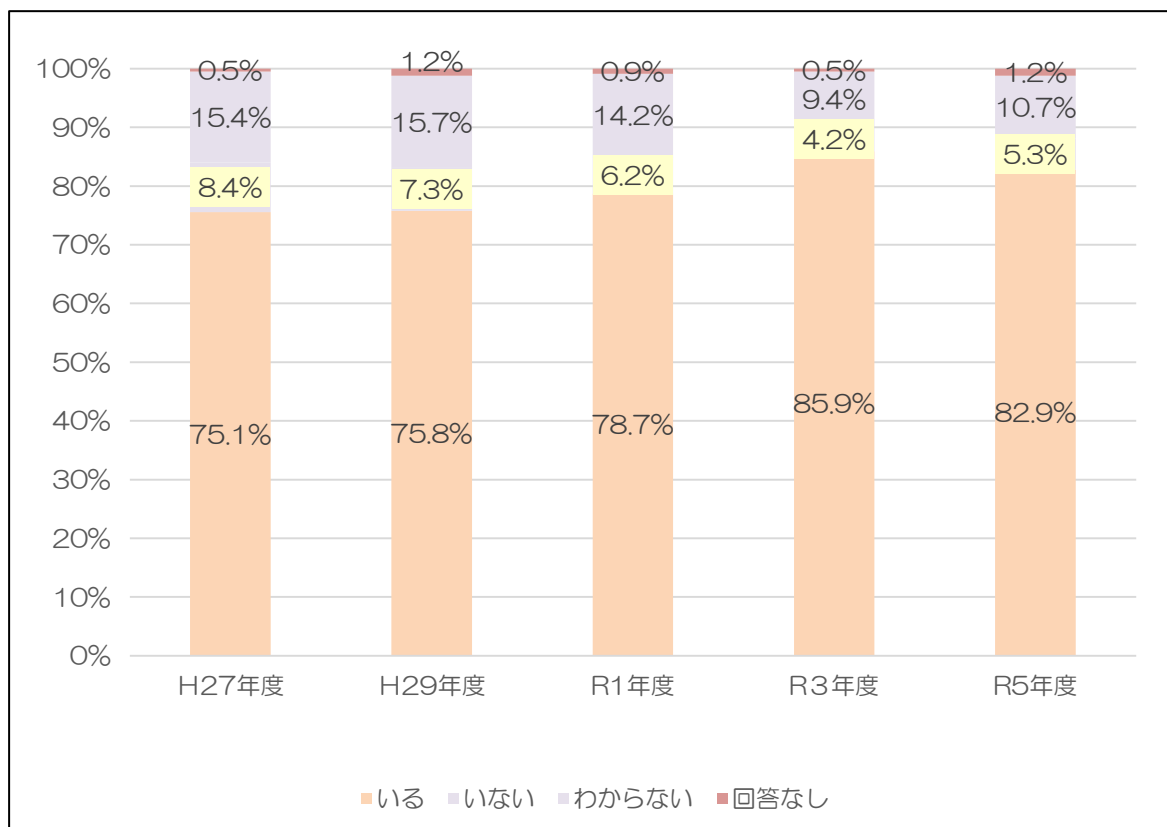
8. 相談室SK'S(スキズには、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に、みなさんと一緒に解決をめざす制度)があることを知っていますか？



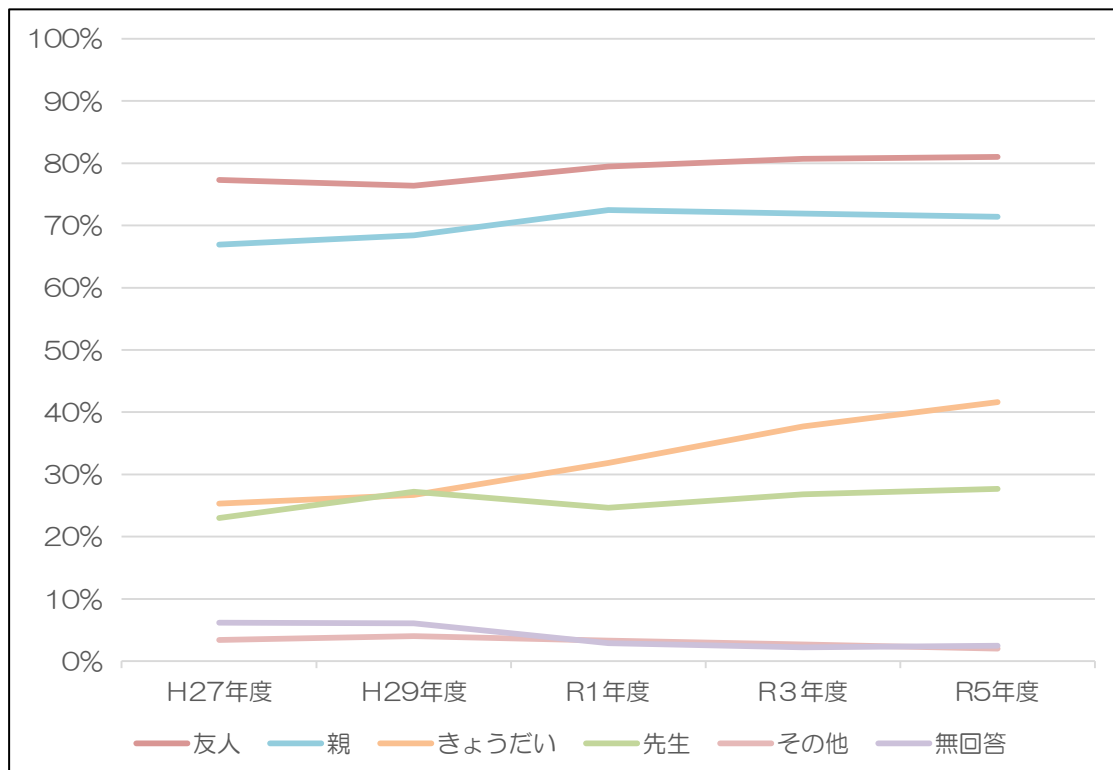
9. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？



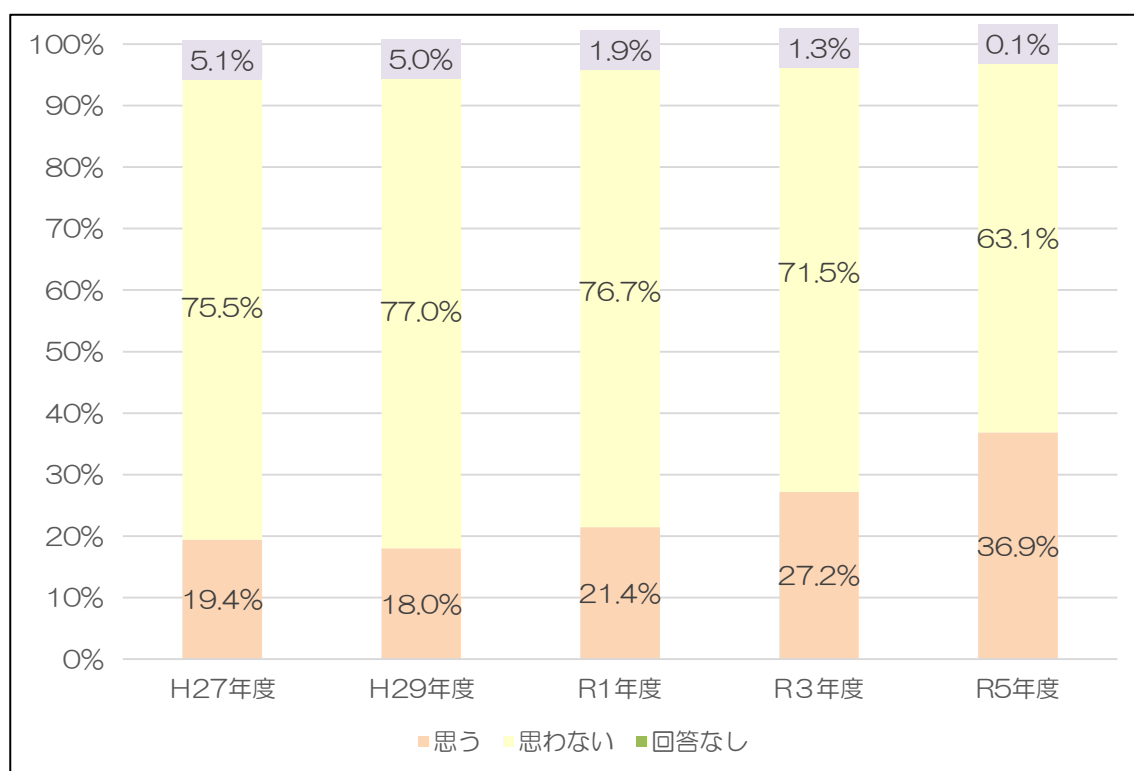
10. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？



上の質問10で「いる」と答えた相談相手の内訳の割合



11. もし悩みがあるときは、相談室SK'S(スキッズに相談しようと思いますか？



6 研修

◎子育て支援課による相談員への研修

- ・9月5日（火）志免町子どもの権利相談員の職務に関する事務要領

◎救済委員による相談員への研修

- ・11月18日（土）調救済委員
子どもの権利相談室（スキップ）での相談対応について
- ・2月8日（木）柳救済委員
子どもの権利条約と校則について
- ・3月19日（火）圓入救済委員
昔と今の子育ての違いについて

◎相談員研修

- ・2月10日（土）
全国自治体シンポジウム 2023 小金井 オンライン参加
- ・2月22日（木）
ゲートキーパー養成講座
- ・2月17日（土）、2月24日（土）、3月3日（日）
志免町傾聴ボランティア養成講座



Ⅲ 活動を振り返って



「新型コロナウイルス感染症」という歴史

子どもの権利代表救済委員 圓入智仁

2020年1月、国内で初めての新型コロナウイルス感染症罹患者の確認。翌2月、国内で初めての同感染症による死者、福岡での初感染者、国内の感染者100名超え。4年前、私たちはこのような年の初めを迎えていました。この当時、私は本業としての大学教員を務めると同時に、大学付属幼稚園の園長を兼務していました。「新型コロナ」の先行きに不安を感じつつ園務に取り組んでいました。そして、忘れもしない2月27日、政府が国内全ての小・中・高等学校などに春休みに入るまでの臨時休校を要請しました。

春休みが明けたはずでしたが、4月から5月にかけての「緊急事態宣言」に伴う休園と、その延長、宣言の解除、保育の再開、6月の始業式や入園式と、学校（幼稚園）教育史上、初めての出来事が続きます。春うららかなお昼時、平日なのに園児のいない幼稚園のテラスで、主任や事務の先生と距離を取りながらデリバリーのお弁当を食べたことは忘れられません。休園の間、幼稚園として園児や保護者にホームページなどでメッセージや動画を配信しました。この間、何度となくこれは夢ではないか、マスクをつけず、外出できる日が再び来るのだろうか、思っていました。

その後は、ウィズ・コロナの日々が続きました。子どもたちは、マスク着用、手の消毒、黙食など、よく大人の指示に従ったと思います。外遊びを制限され、ストレスがたまったはずですが、「新しい生活様式」をよく受け入れてくれました。

私たち子どもの権利救済委員としての活動も、そして相談室の運営も、従来通りにはできない日々が続きました。そんな中、小学生の子どもたちとの「お手紙交換」という新たな取り組みを始めました。このような状況だからこそ、子どもたちとの個別のやりとりをしたいという気持ちをもったことが原点です。予想以上に、子どもたちは学校や家庭で楽しい出来事や、困ったことなどを書いてくれました。その中には、従来の対面での相談受付では把握が難しかったと思われるような内容も、含まれていました。

書いた手紙を子ども自身で密封し、相談員が受け取る仕組みにしたことで、手紙の内容の秘密が守られるようにしました。また、子どもたちの相談には、救済委員の助言に基づいて相談員が返事を書き、クラス担任から子どもたちに渡してもらっていました。相談のある子どもだけでなく、日常の出来事などを書いてくれた子どもたち全員に返信することで、何らかの相談のある子どもを特定できないように工夫しました。

時は流れ、現在、アフター・コロナに移行した後も、子どもたちのお手紙交換を継続しています。マスクを着用しないことは「普通」になりました。建物の入り口にあった消毒液は隅に置かれ、体温測定機械は見なくなりました。時々、学生が新型コロナに罹患したと連絡してくるので当該授業を公欠扱いとしています。インフルエンザと同じ感覚になりました。マスクをし忘れ、急いで自宅に戻ったことも過去の記憶となり、「新型コロナ」が歴史になったことを実感します。

すでに、社会科や地理歴史科の教科書には「新型コロナウイルス感染症」に関する記載があります。

さて、2020年3月の卒園式の写真を見ると、マスク着用があまり普及していない事实に気がきます。保育室内に園児、担任、各家庭から1名の保護者が集まり、いわゆる「密」の状態なのですが、およそ半数の保護者はマスクをしていません。私たちは、「マスク警察」という言葉を覚えているほど、みんながマスクを着用していた記憶があり、時期を遡って当てはめてしまいます。すなわち、感染に対する不安が広がった頃から、みんながマスクを着用していたと「記憶」しています。私もそう思っていたのですが、当時の写真を見て、マスクを着用していない保護者の多さに驚きました。このように、歴史の「記憶」は、創られるものでもあります。

感染によって、なくなってしまった方がいらっしゃいます。後遺症に今もなお、苦しんでおられる方もいらっしゃると思います。他方で、「第5類」、「緊急事態宣言」などの用語を、私たちは使いこなせるようになりました。これらはいずれも、2020年以前には考えられないことです。世の中の出来事には、表の面と裏の面があります。

カミュの小説『ペスト』、朱戸アオの漫画『リウーを待ちながら』を参考に、今回の「新型コロナウイルス感染症」という歴史をどのように後世に残すか、皆さんも考えてみてください。

コロナ禍を振り返るーその光と影ー



子どもの権利救済委員 調 優子

毎年作成している相談室の報告書の中で、救済委員の報告を、共通のテーマを決めて書くことになってから、今年で4回目になります。最初のテーマは迷わず「コロナ禍」。真っ只中でした。その後は感染の波が続いたものの、得体のしれないものではなくなっていったこともあり、その時々で社会的な関心が高かった「SDGs」「戦争と平和」をテーマとして選んできました。そして今回も、新たなテーマについて考えましたが、戦争は終わっていないし、自然環境は悪化の一途です。でもそういえば、感染症自体は今でもあるものの、感染症の法上の位置づけが変わったことから、「コロナ禍」に一区切りつくことになりました。それで決まったテーマがこれでした。

みなさんにとって、コロナ禍はどのような体験でしたか？長く感じましたか？それとも思ったより短かったでしょうか。置かれた立場や状況によって、印象はだいぶ違っているのだらうと想像します。

私にとってコロナ禍は、まだ簡潔に言い表すほどには整理がついていない体験でした。それは、その頃の仕事の場が特殊だったからかもしれません。当時、週の半分は総合病院、それ以外は学校現場を中心に仕事をしていました。病院ではコロナ感染者を福岡で最初に受け入れたことを皮切りに、怒涛のような変化の毎日で、次々と更新される情報とそれへの対応に圧倒されないよう必死でした。（ちなみに病院では、コロナという名称は使わず、covid とか sars と呼びます。）

急速に拡大するコロナウイルスが何者かわからなかった頃、不要不急な行動は避けるよう求められました。そのような中で、心理士として何ができるのか考え、その結果、最前線で感染者の対応にあたる医療従事者の心理支援をすることにしました。ストレスチェックを実施し、その結果を渡しにいくと、現場のスタッフは、まるで宇宙に行くような装備をして、名乗ってもらわなければ誰だかわからない状態でもくもくと働いていました。そのような姿を毎日本当に頭の下がる思いで見ている頃、医療従事者の風評被害がニュースになりました。まさかそんなひどいことがあるなんて、と思いつつ院内でも調査したところ、感染症病棟で働いていることで、自分だけ集まりに来ないように言われた、約束をキャンセルされた、といった報告が予想以上にありました。そういえば私も同じころ、歯科受診した時に「職場に感染者はいますか？」と質問されたことがありました。確かに入院している感染者が沢山いたので、「はい」と答えたところ、受診は今回は遠慮してほしいといわれたことがありました。感染していないにも関わらず、こういうとき、客観的事実はあまり役立ちませんでした。

トイレットペーパーが一時期店頭からなくなったことを覚えていますか。不織布マスクが紙製だという思い込みから、不足するというデマが広まったようです。人間は不安になると合理的な思考ができなくなることがあるようです。

学校は突然の休校になりましたね。実際にこんなことができるのか、と本当にびっくりしました。現実とは思えない展開の中、感染症への不安などが子どもたちにどう影響を及ぼすのだろうと心配していました。休校が明けて、久しぶりに学校に行った時、子どもたちの変わらず元気そうな笑顔を見て、とてもほっとしたのを覚えています。しかし急に始まった長い休みの日々から、毎日学校に通うことになった変化の大きさは無視できるものではなく、次第に疲労が目立ってくる子どももいました。ただ、感染への不安で適応が難しくなった子どもは、知る限りではいませんでした。その一方で、感染者が出たクラスが学級閉鎖になったときに、保護者からの問い合わせで、どの席の子が感染していたのか、自分の子どもと接触はあったか、など質問されることが多かったです。もちろん答えられませんが、感染した人が悪い事をしたかのようで、残念な気持ちになりました。

そんな中でも子どもたちは、休みだった人が登校したときに「休んだ理由は聞かない」という約束を守って、自然と受け入れていました。リコーダーは指だけ、とか、黙食とか、制限だらけの状況も、「コロナがなくなりますように」と祈りながら、適応してっていました。

病院にいる間は、そこにいる人全員が感染の恐ろしさを共有して、細心の注意を払うため、警戒度に温度差が少なく、ある意味過ぎやすかった部分もありました。ところが学校にいくと、わざわざマスクをはずしてくしゃみをしたり、洗った手のしずくを拭かずに飛ばしたりする子どもだけで、最初はまだ、この瞬間に、「感染したに違いない」と感じることも何度もあり、生きた心地がしませんでした。今思えばこの頃は、リスクばかりが気になっていたような気がします。でも気づけば、世の中が変わっていく中でも、健康な力を発揮し続けている子どもたちに、大いに勇気づけられていました。子どもたちは、ずっと、しなやかで、強かったです。

コロナ禍は、病院の中と外とを別世界にしました。そして病院の中でさえも、負荷の大きな科とそうでない科、そしてマスクをする人としない人・・・など、とにかく分断が進んだ気がします。もともとあった対立が表面化しただけなのかもしれませんが、これまで積み上げ、作り上げてきた社会が、みるみるうちに崩れていくようでした。これまでの協調の努力はなんだったのでしょうか。社会があまりにもろく感じられました。

人々の分断や社会のもろさを浮き彫りにしたことをコロナ禍の影の部分とするならば、子どもたちの存在、しなやかに生きる強さは、間違いなく光でした。子どもたちと接して、子どもたちが大丈夫なら、きっとその社会は大丈夫だ、と希望を持ちました。今でもそう確信しています。

これからも同じような危機に見舞われることがあるかもしれませんが。でも子どもたちは、きっと生き延びてくれると思います。でも大人たちはどうでしょうか。

大人がいつもしっかりできたらいいのですが、コロナ禍でも見られたように、そうとも限らないようです。だからこそ、子どもたちの権利を守っていける仕組みが必要なのだと改めて思いました。

志免町には、子どもを守るための条例があります。そしてその条例に基づいてできたスキップは、これからも、子どもたちの声をちゃんと聴いて、守り続ける場所でいられるように頑張っていきたいと思います。

「新型コロナウイルスの感染拡大をふりかえる」



志免町子どもの権利救済委員 柳 優香

COVID-19（新型コロナウイルス）が5類感染症となり、日常生活がほとんど元に戻りましたが、この間、様々な社会の変化がありました。あれはいったい何だったんだろう？子どもの権利の観点から改めて振り返ってみたいと思います。

令和2年2月27日、安倍晋三首相（当時）の突然の要請で、全国の学校が一斉休校となりました。突然の要請に、子どもたち、保護者、現場の教職員も戸惑いました。いつ再開するか分からない状況で不安な日々が続きました。それから登校再開まで約3か月かかりました。

休校の期間、多くの子どもたちは自宅で過ごしました。ゲームやスマホを触る時間が増え、就寝時間は遅くなり、食生活が乱れたり、心や体への影響があったという調査結果もありました。保護者も仕事を休んだり、在宅ワークに変更してもらったりと対応に迫られました。こうした中、子どもも大人もストレスをためて、児童虐待や家庭内暴力が増えたのではないかという話も聞かれました。

私も、仕事をしながら子育て中の母親です。急に子どもたちが家で過ごすことになり、家族で協力をしあいながら仕事を続けました。そんな中、私も子どもたちもコロナに感染しました。ちょうど裁判所から国選弁護人に選任された直後だったので、裁判所に解任の請求をしたところ、「先生がコロナに感染をしたことを裁判所内で情報共有してもいいですか？」と聞かれ、仕方がないと思いつつ、なんだか悪いことをしたような気持ちになりました。当時は、感染に対してシビアな状況で、どこの誰が感染したかということが情報共有されたり、噂されたりすることもあり、さらには、マスクをつけていない人を激しく罵倒する、他県ナンバーの自動車を傷つけるなどといった、「自粛警察」と呼ばれる過激な言動が話題になり、政府から注意喚起がされることもありました。自分が感染していなくても、身近な人や一緒にいた人が感染すると「濃厚接触者」とされ、自由に行動ができなくなりました。我が家も子どもから順番に感染していったので、最初は濃厚接触者として、その後は感染者として約1か月間外に出られない状況となりました。本当に辛い日々でした。

その後、登校再開となった後も、マスクの着用、「ソーシャルディスタンス」を求められ、それまでと違い、人とのかわりが少なくなりました。マスクを着用すると、相手の顔の表情が読み取れません。言葉の発達の遅れ、コミュニケーション能力が育まれないこと等、子どもへの影響も懸念されました。楽しいはずの給食の時間も一人で席に座って黙食です。子どもたちの成長発達にとっても大切な時期に、我慢を強いられ、自分のことよりも、周りに感染させないように、迷惑をかけないようにということばかり大人に言われてきたのではないのでしょうか。

私たち大人は、子どもの権利を護る立場です。それなのに、子どもにとって大切な、教育を受ける権利、遊ぶ権利、成長発達する権利などたくさんの権利を奪ってきてしまいました。そして、その中で忘れられがちだった大事な権利の一つが意見を聴かれる権利です。成長発達の過程の子どもにとっては、去年と今、1年後は全く違います。大人だったらコロナが落ち着いたら旅行に行

けばいいと考えられるかもしれませんが、小学6年生の修学旅行は来年でいいやとはなりません。突然の一斉休校の時も、権利の主体であり当事者である子どもたちの声は聴かれませんでした。修学旅行の中止も、運動会の中止も大人が決めたことに従うしかありませんでした。大人は、子どもは判断能力が乏しいからとか、「子どものため」だからと考えて、「よかれ」と思っているんなことを勝手に決めてきたように思います。でも、それは、本当には子どものためにはなっていたのでしょうか？子どもの権利条約には、「子どもの最善の利益」という大切な考え方があります。子どもにとって最も良いことを、子どもの意見を尊重し、対話をしながら考えていき、それを第一に考えなければならないのです。子どもにとって最も良いことは何か、意見を聴いてほしかった、そう思っている子どもたちはたくさんいると思います。様々な学校行事も、目的は何で、何をしたらいいか、形を変えて行うならどうするか、意見を言う学び、人の意見を聴く学び、折り合って最善の方法を見つけていくプロセスは子どもたちにとって大きな成長につながります。コロナだからこそ、こうした学びの機会にして欲しかった、真っ先に子ども権利を制限するのではなく、保障するためにどうしたらいいかをしっかりと考えるべきでした。

コロナによって、オンライン授業などが進んだり、多様な働き方が生まれたり、いい面もありました。余談ですが、我が家では一斉休校前に、ちょうど子どもが学校に行き渋っていた時期でした。親としては、学校を休ませてあげたい、でも行ってくれないと仕事もできないし、このままずっと行けなくなったらどうしようと悩んでいる時期でした。そんな中、一斉休校となり、我が子は、みんなと同じで、学校に行かなくていい理由ができました。我が子は大喜びでした。私も少しホッとしました。約3か月の休校期間に充電をし、登校再開後は元気に学校に行くことができました。もしかしたら、他にもそういうお子さんもいたかもしれません。

コロナ禍の体験については、人によってそれぞれですし、いろいろな意見があると思います。ただ、子どもの権利という観点から振り返ると、反省すべき点は多くあるように思います。志免町の子どもの権利条例では、最初に「子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。」と掲げられています。コロナを振り返って、本当にそれが実践できていたのかというと、疑問を感じざるを得ません。今一度、子どもの権利という観点から、コロナ禍での出来事を振り返ってみませんか。

Ⅳ 資料 スキッズ便り・・・29号・30号（小学生用～中学生用）

【6月】（小学生）



こどものみかたマン

♡スキッズとおてがみこうかんをしませんか？

こんにちは、スキッズです！

スキッズは去年、しめ町の4つの小学校、約900人とおてがみこうかんを
行いました。みんなの大切なきもちを届けてくれてありがとう！

もやもやすること、こまっていること、楽しかったことやうれしかったこと、
ちいさなことでも、どんなことでもいいですよ。スキッズは、みんなのひみつを
まもるので、安心してかいてくださいね。ひとりひとりにおへんじをかきます。

ぜひ、スキッズのポストにいれにきてください！

しめ西小学校 出張スキッズ

9月20日（水）、1月17日（水）、
2月28日（水）

ひるやすみ たちくできしつよに かいぎしつ
屋休み・多目的室横の会議室

にスキッズがくるよ！

♡相談、おはなしは、ほかの学年の日でも、
いつでもだいじょうぶだよ。



しめえー

スキッズのポストに、おてがみを
いれてね。
みんなにあえるのを楽しみに
まっているよ！



ぼたやまん・ぼたこ



志免町子ども
スキッズ便り

志免町子ども
権利相談室

VOL. 29
R05・6

志免町総合福祉施設
シーメイト内
〒811-2202
福岡県糟屋郡
志免町大字志免 451-1



携帯からも
アクセスできるよ

〇〇 たいそう



しめ町子どもけんり相談室 スキッズって？



たてのすけ

スキッズは、しめ町子どもたちがありのままに 幸 せにくらすため、
みんながもっている、子どものけんりをまもるために作られました。

つらいとき、こまったときやはなしをきいてほしいとき、
スキッズは、きもちを大切にしながら、あなたらしく安心してすごせる
ように、いっしょに 考 える相談室です。

スキッズのメンバー

〇救済委員



えんにゆう先生
(大学の先生)



しらべ先生
(臨床心理士)



やなぎ先生
(弁護士・社会福祉士)

〇相談員



くらたに
相談員



もちまる
相談員

〇スキッズのキャラクターは、ぜんぶで5人(5ひき?)います。お名前はぜんぶわかるかな？

スキッズ（シーメイト内1階 相談室）

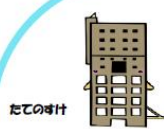
(火曜・木曜)・・・ 13:00～19:00

(土曜)・・・ 10:00～17:00 (祝日はおやすみです)

☎電話0120-928-379 (フリーダイヤル・無料)



(中学生)



ひとりで悩まないで、スキッスに相談してね！

こんにちは、スキッスです。学校が始まって数か月がたちました！

みなさんは、どんな毎日をすごしていますか？

スキッスは、18才まで利用できる相談室です！ あなたの気持ちを

うけとめながら、あなたらしくどうしたらいいのかわかりませんか？一緒に考えていきます。

みんなの秘密は必ず守ります！ だから安心してくださいね！！

こどもの味方だよ！



♡ 私たちがスキッスの救済委員と相談員です！ みんなが自分らしくすごやかに過ごせるように、少しでも何かお手伝いをしたいと思っています。



スキッス便り

志免町子どもの権利相談室

VOL. 29
R05・6

志免町総合福祉施設
シーメイト内
〒811-2202
福岡県糟屋郡
志免町大字志免 451-1



携帯からも
アクセスできるよ！



中学校の皆さんに伝えたいことがあります！



【志免東中学校】



【志免中学校】

さくねん とうえんかい
昨年度の講演会の
ようす
様子です！

♡ 講演会では、みんながもっている権利や、幸せについて考えるいい機会になればと思います。
♡ 今年度も救済委員がみなさんに会いに行きます。どうぞよろしくお願いいたします。



しめー

♡ 相談室は、相談したり、遊びにきたりできる場所です。気軽に来室してくださいね。

スキッス (シーメイト内1階) 相談室

かよう もくよう
(火曜・木曜)・・・13:00～19:00
どよう
(土曜)・・・10:00～17:00



せんわ 電話0120-928-379 (フリーダイヤル・相談は無料)

ぼたやまん・ぼたこ

しょうかくせい
♡小学生のみなさん、スキッズへの

てがみ
お手紙をどうもありがとう♡

こんにちは、スキッズです！みんなからのお手紙を、ひとつひとつ大切に読んでいます♡
スキッズからの返信は、読んでもらえたかな？こうしてお手紙こうかんが出来ることを、
とてもうれしく思っています。6年生のみんなはもうすぐ中学生ですね！
ワクワクする気持ちや不安もあると思います。何かお話ししたいことや聞いてほしいことが
あったら、いつでもお便りやお電話をくださいね。みんなが自分らしく過ごせるように、い
っしょに考えるよ。もやもやすること、こまっていること、楽しかったことなど、どんなこ
とでもお話を聞きます。そして、スキッズはみんなのひみつを守ります。
安心してお手紙をかいて、スキッズのポストに入れにきてください！

スキッズのキャラクターの

お名前は覚えてくれたかな？



しょうがっこう しゅっちょう
小学校出張スキッズ

お昼休み、スキッズのポストにおてがみを入れてね。

みんなに会えるのを楽しみにまっているよ！



志免町子どもの権利相談室
スキッズ便り

VOL. 30
R05・12

志免町総合福祉施設
シーメイト内
〒811-2202
福岡県糟屋郡
志免町大字志免 451-1



携帯からも
アクセスできるよ

らいねんのじゅんぴ？



きがる はな あそ き
気軽に話しかけたり、遊びに来たりしてくださいね！

あたらしい
【新しくそだん員になりました！】

9月から、スキッズのそだん員に
なりました友綱裕子(ともつなゆうこ)です。



志免町は、山も空も美しく、とてもステキな町
ですね。みなさんが自分らしく、ニコニコが
おになれるお手伝いができたらうれしいです。
好きなことや、悲しいこと、楽しいことだ
くさんお話を聴きたいです。スキッズで、みな
さんと会えるのを楽しみにしています。



くらたに
相談員



もちまる
相談員

ほん ぼし おうじ
本「星の王子さま」から...
作:サンテグジュペリ

こころ
心でみなければ
ものごとは
よく見えないってこと。
大切なことは
目に見えないんだ。



スキッズ (シーメイト内1階 相談室)

かよう もくよう
(火曜・木曜)・・・ 13:00～19:00

どうよう
(土曜)・・・ 10:00～17:00 (祝日はおやすみです)

☺電話0120-928-379(フリーダイヤル・相談は無料)

♡子どもに関するのなら、保護者の方も相談できます♡



ぼたこ・ぼたやまん

(中学生)



たてのすけ

中学生アンケートへの記入ありがとう！

昨年度から、アンケートの中で、みんなからのスキッズへの質問や、相談などで、名前を記入してくれた人には、スキッズからお返事を出すようになりました。なかには、名前は記入してないけれど、質問や相談をしてくれた人もたくさんいました。そんな質問についてお答えします！

♡スキッズはどんなところですか？

スキッズは子どもの権利を守るために、みんなから相談や悩みを聞いて、どうしたらいいの一緒に考える相談室です。お話しは、3人の相談員が聞きます。(相談は、どんなことでも大丈夫だよ！)

また、スキッズには救済委員という専門的な立場からみんなをサポートできる人(大学の先生)(臨床心理士)(弁護士)がいます。そしてみんなの悩みが解決に向かうように、助言したり、支援したりしていきます。

スキッズに話したことや相談は、スキッズだけの秘密です。だから安心して話しかけて下さいね！



子どもの
みかたマン



志免町子ども権利相談室
スキッズ便り

VOL. 30
R05・12

志免町総合福祉施設
シーメイト内
〒811-2202
福岡県糟屋郡
志免町大字志免451-1



携帯からも
アクセスできるよ！

部活・塾・委員会・習い事など掛け持ちしすぎて大変。

することがたくさんあると、心も体も疲れていそうで心配です。疲れると、頭の働きがゆっくりになってしまうから、休息や気分転換することも大切だよ。合間に、目をつむって、ゆっくり深呼吸をして休憩する時間や、1日10分でも、好きなことをする時間を作れるといいな。あなたらしい、無理のないペースを見つけてみてね。



たてのすけ

原因はわからないけど嫌われていると思う。一人で泣いたことが何回かある。

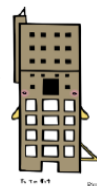
思い当たることがあったら、反省することもできるけど、わからないと困ってしまうよね。そのときの、相手の環境や、状態もあると思うよ。自分は同じようにしていても、いろんなことが起こって、周りはいつても、同じようではなかったりするよね。でも、どんなときでも、あなたが嫌な気持ちになるようなことを、誰もしてはいけなと思うよ。泣くことは、癒しの効果もあるようだから、泣きたいときは、がまんしないで泣いていいんだよ。信頼できる友人や、大人にお話しすることも、心が落ち着くよ。



しめえー

クラスでのエチケットが守れてない人への対応はどうしたらいいですか？

クラスでルールを守れない人がいたりすると、気になってしまうね。もし、その人が、ルールを守れていないことで、他の人に迷惑がかかっていることに気づいていなかったら、その人のためにもなりません。だから気づいてもらうことは大切です。なかなか注意するのが難しい時は、信頼できる先生に伝えてみたりしてはどうでしょう。



ともだちかんけい
友達関係がうまくいかない。

友達関係がうまくいかないと、色々考えこんでしまいますね。自分は同じ様にしていなくても、いろんなことが起こって、周りはいつも同じようではなかったりするからね。友達関係がうまくいっていた時は、どんな風にその友達と関わっていたのかな。思い出してみたり、もう一度、その友達との付き合い方を考えてみてほしいね。



ぼたやまん・ぼたこ

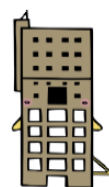
ともだちかんけい かぞく がっこう つか
友達関係、家族、学校など疲れてしまう。意味もなく泣いてしまう。

いろんなことに疲れが出てしまったのかな？そんな時は、ゆっくり休養してみることが大切だよ。泣くことは、癒しの効果もあるんだよ。泣きたい気持ちになったら、がまんしないで泣いていいんだよ。また、心配なことがあったら、信頼できる人に話してみたりしてはどうでしょう。もし、その時話せる人がいなかったら、ぜひスキップに話しにきてね。お話を聞いて一緒に考えるからね。



ぶかつ はす ふあん
部活のレギュラーから外されてとても不安です。

練習しても伸びない時期や能力をはっきできない時期、これは誰でもあると思うよ。でも、その時に何をするか、なにを考えるかが大事だと思うよ。そんな時はうまい人のプレーや、動画を見たり、自分に取り入れたりすることはできないか、また取り入れるために何か足りないものはないかと、考えてみるのもいいかもしれない。今は力を蓄える時なのかもしれないね。



たてのすけ

がっこう き
学校の決まりをかえることはできるのでしょうか？

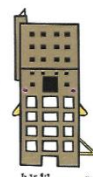
学校の決まりは、みんなが安全に勉強する環境を守るためにあるよ。それでも、社会の変化や、そのときの生徒の個性に合わせて、生徒の考えを尊重しつつ、学校の秩序やマナーを維持できる範囲で、校則を見直すことが必要になってくることもあると思うよ。まずは、話を聞いてくれる先生や、生徒会などに提案してみよう。



しめー

こうはい せつ かた
後輩への接し方がわからない！

こうはい かんが せんぱい ことば ふうどう うれ
後輩のこと、しっかり考えているんだね。これまで、先輩からのどんな言葉や行動が嬉しかったかな？ まずは、「いつもありがとう。助かる。」「～よかったよ。」など、できていることを褒めて、「もう少し～すると、よりよくなると思うよ」など、こうしてほしいことを伝えてみてくださいね。注意するより、優しく、教えてあげるように伝えと、相手も受け取りやすいよ。一緒に心地よく部活動でできたらいいね。応援しています。



し あい で めい わく もう わけ
けがをして試合に出られないし、みんなに迷惑をかけたから申し訳ない。

き っと あな た が 1 番 悔 し い し、 も ど か し い 気 持 ち だ っ た よ ね。 み ん な に 迷 惑 を け っ た だ っ て 思 う と、 し ん ど か っ た よ ね。 今 の あ な た だ か ら 見 え る、 周 り の 子 の、 部 活 へ の 取 り 組 み 方 も、 き っ と あ る と 思 う か ら、 声 か け や、 心 援 に も、 力 を 入 れ て み て は ど う で し ょ う。 そ の 姿 勢 に、 力 を も ら え る 子 が い る と 思 う よ。 今 で き る 事 を、 1 つ 1 つ で だ い じ ょ う ぶ。 今 の 思 い や 取 り 組 ん だ こと、 あ な た の 力 に 変 わ っ て い く か ら ね。 体 も 心 も 大 事 に し て ほ し い な。



ぼたやまん・ぼたこ

じんせい
人生ががいやになるときがある。

き ち っ と お し だ っ て あ り が と う。 そ の 思 い を 抱 え て、 す っ と が ん ば っ て き た ん だ ね。 あ な た の 趣 味 や、 好 き な こ と は ど ん な こ と か な？ 好 き な こ と や、 ゆ っ く り 眠 る こ と は、 疲 れ や ス ト レ ス を 癒 し て、 自 分 の エ ネ ル ギ ー の も と に な る 役 割 を 果 た し て く れ る よ。 今、 困 っ て い る こ と や、 心 配 な こ と、 も し よ か っ た ら、 ス キ ッ ス に 教 え て も ら え ま す か？ 電 話 で も い い し、 お 話 し に き て く れ て も い い し、 こ の よ う に お 手 紙 で も い い の で、 ぜ ひ 伝 え て ね。 お 話 を 聞 い て 一 緒 に 考 え る よ。



らいねんのじゅんぴ？



き が る は な あ ぞ き
気軽に話しかけたり、遊びに来たりしてくださいね！

あた ぞうだんいん
【新しく相談員になりました！】

9月から子どもの権利相談室スキッスのぞうだん員になりました友綱裕子(ともつなゆうこ)です。

小学生のころは、お人形さんごっこをしたり裏山で探検したりして遊ぶ子どもでした。みんなが、ニコニコ笑顔いっぱいになるお手伝いのでしたら、嬉しいなと思っています。もしも、誰かに話したい時は、『スキッス』のことを思い出して、気軽に連絡してね！



たった一言が
人の心を傷つける
たった一言が
人の心を温める



言葉の力ってすごい！



くらたに
相談員



もちまる
相談員

スキッス (シーメイト内1階 相談室)

かよう もくよう
(火曜・木曜)・・・ 13:00～19:00

どよう
(土曜)・・・ 10:00～17:00

でんわ 電話0120-928-379 (フリーダイヤル・相談は無料)



ぼたやまん・ぼたこ

志免町子どもの権利相談室 SK²S (スキッス)

火曜日 木曜日 昼 1 時から夜 7 時
土曜日 朝 10 時から夕方 5 時
0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1
志免町総合福祉施設シーメイト内
TEL : 092 - 935 - 1750